



県章

三重県公報

平成14年3月12日(火)

第1351号

毎週火・金曜日発行

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の認可……………(都市計画課) 1
- 三重県収納代理金融機関の一部改正……………(出納局) 2

選管告示

- 三重県議会議員阿山郡名賀郡選挙区補欠選挙に係る各候補者の選挙運動に関する
収支報告書の要旨の公表……………(選挙管理委員会) 2
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出……………(同) 8
- 政治団体の平成12年中の収支に関する報告書の要旨の公表……………(同) 8
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出……………(同) 9
- 政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨の公表……………(同) 9
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出……………(同) 12

監査委員公表

- 監査結果の公表……………(監査委員) 12

公告

- 争議行為を行う旨の通知……………(勤労福祉課) 45
- 収去した飼料の試験結果の概要の公表……………(農芸畜産振興課) 46
- 換地処分……………(農業基盤整備課) 46
- 国土調査に係る成果の認証……………(資源課) 46
- 同伴……………(同) 47
- 同伴……………(同) 47
- 同伴……………(同) 47

特定調達公告

- 一般競争入札を行う旨……………(情報政策課) 48

正誤

- 平成13年12月14日付け三重県公報第1327号……………(都市計画課) 50

告示

三重県告示第132号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、名張都市計画火葬場事業の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

平成14年3月12日

三重県知事 北川正恭

- 1 施工者の名称
名張市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
名張都市計画火葬場事業
第3号名張市斎場
- 3 事業施行期間
平成11年6月18日から平成16年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
名張市滝之原字義丁坊地内
- (2) 使用の部分
なし

三重県告示第133号

三重県収納代理金融機関（平成4年三重県告示第450号）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行します。

平成14年3月12日

三重県知事 北川 正 恭

表中「(株)第一勧業銀行」を、「(株)みずほ銀行」に改める。

選管告示

三重県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成13年10月21日執行の三重県議会議員阿山郡名賀郡選挙区補欠選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成14年3月12日

三重県選挙管理委員会委員長 橋本 勝利

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成13年10月21日執行 三重県議会議員補欠選挙 (阿山郡名賀郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 6,558,200円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	畑 中 尚	所属党派	日本共産党	期間	平成13年10月3日から 平成13年10月25日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	畑 中 尚					

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		円
主たる寄附			人 件 費	
日本共産党中勢・伊賀地区委員会		150,000円	家 屋 費	
			選挙事務所費	
			集合会場費	
			通 信 費	
			交 通 費	
			印 刷 費	41,475
			広 告 費	
			文 具 費	2,160
			食 糧 費	13,132
			休 泊 費	
			雑 費	
その他の寄附	件			
その他の収入				
今 回 計		150,000	今 回 計	56,767
前 回 計			前 回 計	
総 計		150,000	総 計	56,767

報告書受理年月日	平成 13 年 11 月 1 日	第 1 回報告分
----------	------------------	----------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成13年10月21日執行 三重県議会議員補欠選挙 (阿山郡名賀郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 6,558,200円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	前山 信 幸	所属党派	無 所 属	期間	平成13年9月29日から 平成13年11月5日まで	第1回分
出納責任者氏名	廣 島 義 秀					

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	510,000円
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	299,288
西 尾 保 洋	商 業	100,000円	選挙事務所費	284,788
上 田 格 士	会 社 員	50,000	集合会場費	14,500
小 坂 治 一	会 社 員	40,000	通 信 費	19,240
中 善 正	農 業	90,000	交 通 費	
島 崎 喜 代 美	主 婦	90,000	印 刷 費	1,042,125
杉 本 安 司	会 社 員	60,000	(内公費負担に係る経費)	322,560
落 合 富 美 子	主 婦	90,000	広 告 費	580,915
杉 尾 美 也 子	主 婦	90,000	文 具 費	50,690
			食 糧 費	292,792
			休 泊 費	
			雑 費	
その他の寄附 件				
その他の収入				3,000,000
今 回 計			今 回 計	2,795,050
前 回 計			前 回 計	
総 計			総 計	2,795,050

公費負担に係る経費 (322,560円) については、支出にのみ計上されています。

報告書受理年月日	平成13年11月5日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成13年10月21日執行 三重県議会議員補欠選挙 (阿山郡名賀郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 6,558,200円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	森 下 勝 幸	所属党派	無 所 属	期間	平成13年9月21日から 平成13年11月5日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	静 永 俊 道					

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	1,620,000円
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	1,807,982
澤 井 喜 彦	無 職	20,000円	選挙事務所費	1,788,982
中 西 光 尚	無 職	10,000	集会会場費	19,000
中 嶋 俊 雄	無 職	10,000	通 信 費	129,578
竹 之 矢 虎 雄	無 職	50,000	交 通 費	
森 内 佐 武 郎	町議会議員	30,000	印 刷 費	477,950
森 本 敏 男	会社役員	100,000	(内公費負担に係る経費	258,500)
			広 告 費	577,266
			文 具 費	34,694
			食 糧 費	545,623
			休 泊 費	
			雑 費	152,514
その他の寄附 件				
その他の収入				5,300,000
今 回 計			今 回 計	5,345,607
前 回 計			前 回 計	
総 計			総 計	5,345,607

公費負担に係る経費 (258,500円) については、支出にのみ計上されています。

報告書受理年月日	平成 13 年 11 月 5 日	第 1 回報告分
----------	------------------	----------

三重県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7条の規定による政治団体の届出がありました。
平成14年3月12日

三重県選挙管理委員会委員長 橋 本 勝 利

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
公明党三重第一総支部	高橋 亨	坪井年明	鈴鹿市南旭が丘2-11-14	政党
公明党三重第二総支部	益田 力	藤原まゆみ	四日市市采女町1662-5	政党
公明党三重第三総支部	辻村文夫	藤島幸子	名張市桜ヶ丘3088-126	政党
公明党三重第五総支部	児山武久	高橋信夫	伊勢市円座町764-3	政党
公明党三重第六総支部	與谷公孝	大西正隆	尾鷲市光ヶ丘5-32	政党
岡幸男後援会	玉樹 崇	樋口公志	津市一身田町626	
三重みらい21研究会	福田哲明	井出口小夜	名張市西原町2315-3	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	異動事項	新	旧	備考
社会民主党三重県連合	代表者	福田正一	山本正和	政党
自由民主党伊賀町支部	主たる事務所の所在地	阿山郡伊賀町川東1739	阿山郡伊賀町山畑422	政党
自由民主党伊賀町支部	代表者	奥井弘祥	森川義久	政党
自由民主党津市支部	主たる事務所の所在地	津市栄町1-831	津市栄町1-190	政党
自由民主党津市支部	会計責任者	岩本 勝	中村一彦	政党
自由民主党三重県第二選挙区支部	主たる事務所の所在地	四日市市芝田1-6-4	四日市市堀木2-4-24	政党
自由民主党三雲町支部	会計責任者	増田正行	中村 満	政党
片山かつじ後援会	会計責任者	片山志げ	片山史子	
佐藤まもる後援会（通称まもる会）	会計責任者	伊藤弘男	伊藤正則	
清水孝哉後援会	会計責任者	松村弘光	水谷長平	
杉野元己治を励ます会	代表者	杉野裕晃	村木 治	
税理士による田村のりひさ後援会	会計責任者	砂子育生	堺 裕文	
田村のりひさを支援する会	会計責任者	砂子育生	堺 裕文	
田村のりひさを支援する女性の集い	会計責任者	砂子育生	堺 裕文	
千原淳「はげます会」後援会	代表者	中西勝一	堤 定臣	
椿しげひと後援会	代表者	椿 恵美子	椿 重仁	
富永英輔後援会	主たる事務所の所在地	名張市鴻之台3番町12	名張市平尾3229-5	
名張みらい21研究会	名称	名張みらい121研究会	三重みらい121研究会	
松阪地区医師連盟	会計責任者	鷲尾 博	栗山 蒔	

三重県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条の規定による政治団体の平成12年中の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成14年3月12日

三重県選挙管理委員会委員長 橋 本 勝 利

辻井良和励ます会

報告年月日 平成14年 2 月 8 日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	0円

林政志後援会

報告年月日 平成14年 1 月16日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	0円

三重県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありました。
平成14年 3 月12日

政治団体の名称	解散年月日	備 考
公明党三重第一総支部	平成14年 1 月15日	政党
公明党三重第二総支部	平成14年 1 月15日	政党
公明党三重第三総支部	平成14年 1 月15日	政党
公明党三重第五総支部	平成14年 1 月15日	政党
小川益司後援会	平成13年12月31日	
川辺敬子後援会	平成13年12月31日	
辻井良和励ます会	平成13年12月31日	
椿しげひと後援会	平成13年12月28日	
中島一民後援会	平成14年 1 月26日	
中村文裕後援会	平成13年12月28日	
林政志後援会	平成13年12月26日	
平和で豊かな朝日町をつくる会	平成12年12月30日	
森川義久会	平成13年10月31日	
森川義久後援会	平成13年10月31日	

三重県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 1 項の規定による政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成14年 3 月12日

三重県選挙管理委員会委員長 橋 本 勝 利

小川益司後援会

報告年月日 平成14年 1 月10日

1 収入総額	6,355,916円
前年繰越額	0円
本年收入額	6,355,916円
2 支出総額	6,355,916円
3 差引額	0円
4 収入の内訳	
寄附	6,355,283円

個人分		6,355,283円	
その他の収入		633円	
1件10万円未満のもの		633円	
5 支出の内訳			
經常経費		3,990,998円	
人件費		1,285,000円	
光熱水費		10,464円	
備品・消耗品費		696,621円	
事務所費		1,998,913円	
政治活動費		2,364,918円	
その他の経費		2,364,918円	
6 寄附の内訳			
(個人分)			
小川 益司	1,500,000円		安芸郡河芸町
小川 治代	1,500,000円		安芸郡河芸町
西口 範一	1,000,000円		安芸郡河芸町
田中 克己	500,000円		安芸郡河芸町
大森 史郎	500,000円		安芸郡河芸町
その他	1,355,283円		

川辺敬子後援会

報告年月日 平成14年1月11日

1 収入総額		0円
前年繰越額		0円
本年收入額		0円
2 支出総額		0円
3 差引額		0円

辻井良和励ます会

報告年月日 平成14年2月8日

1 収入総額		0円
前年繰越額		0円
本年收入額		0円
2 支出総額		0円
3 差引額		0円

樁しげひと後援会

報告年月日 平成14年1月24日

1 収入総額		0円
前年繰越額		0円
本年收入額		0円
2 支出総額		0円
3 差引額		0円

中村文裕後援会

報告年月日 平成14年1月21日

1 収入総額		27,500円
前年繰越額		0円
本年收入額		27,500円
2 支出総額		27,500円
3 差引額		0円
4 収入の内訳		

個人の負担する党費又は会費	27,500円
	55人

5 支出の内訳

経常経費	27,500円
事務所費	27,500円

林政志後援会

報告年月日 平成14年 1月16日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 差引額	0円

平和で豊かな朝日町をつくる会

報告年月日 平成13年 4月 2日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 差引額	0円

森川義久会

報告年月日 平成13年11月12日

資金管理団体の届出をした者の氏名

森川 義久

資金管理団体の届出に係る公職の種類

県議会議員

1 収入総額	1,448,080円
前年繰越額	437,166円
本年收入額	1,010,914円
2 支出総額	1,448,080円
3 差引額	0円

4 収入の内訳

寄附	1,010,914円
個人分	1,010,914円
(うち特定寄附)	1,010,000円

5 支出の内訳

経常経費	93,080円
備品・消耗品費	90,080円
事務所費	3,000円
政治活動費	1,355,000円
組織活動費	1,350,000円
その他の経費	5,000円

6 寄附の内訳

(特定寄附)

森川 義久 1,010,000円 阿山郡伊賀町

(個人分)

森川 義久 914円 阿山郡伊賀町

森川義久後援会

報告年月日 平成13年11月12日

1 収入総額	38,805円
前年繰越額	38,089円

本年收入額	716円
2 支出総額	38,805円
3 差引額	0円
4 収入の内訳	
寄附	716円
個人分	716円
5 支出の内訳	
経常経費	38,805円
事務所費	38,805円
6 寄附の内訳	
(個人分)	
その他	716円

三重県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありました。

平成14年3月12日

三重県選挙管理委員会委員長 橋 本 勝 利

資金管理団体の指定の取消し

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
森 川 義 久	県 議 会 議 員	森 川 義 久 会	阿山郡伊賀町大字山畑422	森 川 義 久

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から、次のとおり監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により公表します。

平成14年3月12日

三重県監査委員 秋 田 一 民
三重県監査委員 水 谷 俊 夫
三重県監査委員 川 端 治 夫
三重県監査委員 川 岸 光 男

包括外部監査の結果に関する報告

平成14年2月25日

三重県監査委員 様

包括外部監査人 山 下 義 夫

平成13年4月1日付け包括外部監査契約書第7条に基づき、包括外部監査の結果について、下記のとおり報告いたします。

目 次

農林水産商工部金融・経営課における各種融資制度に関する財務事務の執行
財政的援助団体にかかる出納その他事務の執行
電子県庁化による事務の効率化と行政コストの削減について
農林水産商工部金融・経営課における各種融資制度に関する財務事務の執行

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類
地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象
農林水産商工部金融・経営課における各種融資制度に関する財務事務の執行

- (2) 外部監査対象期間
平成12年度

3 事件を選定した理由

- (1) 民間金融機関では、貸付金の不良債権が多額に発生し、回収及び貸倒による償却等が大きな問題となっており、県の貸付金についても回収状況及び延滞債権の内容の検討が必要。
- (2) 貸付方法が、直接貸付、財政的援助団体を通じての貸付、金融機関に資金提供する間接貸付等と多岐にわたっており、費用と効果の面で貸付方法の検討が必要。
- (3) 不況の長期化による県の財政状況が厳しく、貸付金の効率的な執行の必要性が高まっている。
以上、前記の各種融資制度に関する財務事務が、適正かつ効率的に執行され、また適正な管理がなされている事を目的として選定した。

4 外部監査の方法

- (1) 監査の要点
 - ・ 貸付事務手続が、根拠法令及び融資要綱（要領）に沿っているか。
 - ・ 債権回収事務手続が、適正に行われているか。
 - ・ 延滞債権の管理及び回収手続が適正に行われているか。
 - ・ 直接貸付、間接貸付等の方法により費用と効果の面で効率性に差があるか。
- (2) 主な監査手続
 - ・ 貸付金を大きく中小企業融資制度（一般会計）、農業改良資金、林業改善資金、沿岸漁業改善資金、三重県中小企業者等支援資金（特別会計）に区分し、各貸付制度ごとに貸付関係帳簿及び貸付金管理表を突合して各手続の妥当性を検証した。
 - ・ 財政的援助団体である財団法人三重県産業支援センター（以下、産業支援センターという）を通じての貸付については、産業支援センターに往査し、貸付関係帳簿、貸付金管理表を突合して手続の妥当性を検証した。

5 外部監査の実施期間

平成13年 8 月 7 日から平成13年12月25日まで

第 2 外部監査の結果

1 中小企業融資制度（一般会計）

(1) 制度の概要

中小企業の設備資金と運転資金を金融機関を通じて間接融資する方式で、貸倒及び融資費用等が伴わない効率的な制度である。

制度の内容としては、小規模事業資金、経営活性化資金、経済構造改革等特別対策資金、経営安定資金、特定地域企業立地促進資金、倒産・災害関連資金等がある。

(2) 融資の方法

三重県単独の資金を、毎年 4 月 1 日に三重県信用保証協会と産業支援センターに貸付、さらに産業支援センターに貸付た分は再度三重県信用保証協会に貸付される。両者の資金を三重県信用保証協会は三重県下の取扱金融機関に預託する。預託を受けた取扱金融機関は、融資制度の種類により預託金額の 2 倍から 4 倍の協調倍率で、各融資制度の条件に合致する事業者に貸付る。

取扱金融機関は、事業者に各融資制度に決められた融資期間（6 ヶ月以内から10年以内）貸付るが、毎年度末に一旦、三重県信用保証協会を通じて預託金を三重県に返金し年度末には預託金残高を 0 円としている。

(3) 融資の規模

A 中小企業金融対策貸付金

- a 三重県信用保証協会を通じて取扱金融機関に預託（小規模事業資金、経営活性化資金、倒産・災害関連資金他16制度）

(単位：千円)

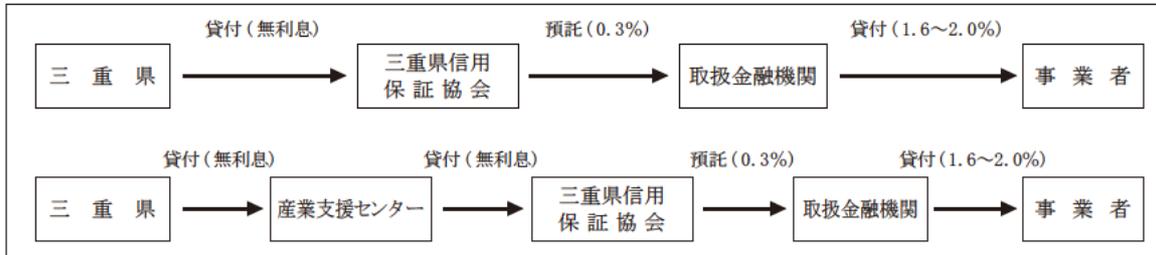
年度	前年度残	貸付額	回収元金	年度末残
10	0	40,078,500	40,078,500	0
11	0	36,326,800	36,326,800	0
12	0	27,225,800	27,225,800	0

- b 産業支援センターを通じて取扱金融機関に預託（創造企業育成資金、新産業創造資金）

(単位:千円)

年度	前年度残	貸付額(預託額)	回収元金	年度末残
10	0	209,700	209,700	0
11	0	200,000	200,000	0
12	0	709,000	709,000	0

<貸付資金の概略図>



B 工業立地促進資金貸付金(金融機関預託金)

(単位:千円)

年度	前年度残	貸付額(預託額)	回収元金	年度末残
10	0	1,527,190	1,527,190	0
11	0	1,387,872	1,387,872	0
12	0	1,310,335	1,310,335	0

取扱金融機関は、預託金の4倍を県内工業団地に立地しようとする企業に融資する。

(4) 監査結果

中小企業融資制度の効果が低下していると認められる。

平成10年度から平成12年度にかけて、中小企業金融対策貸付金の残高が急激に減少している。三重県が取扱金融機関に預託する原資は、平成12年度を平成10年度と比較すると19.6%減少している。また預託原資による融資枠の内取扱金融機関が実際に融資した消化率は平成10年度で78.8%であったが、平成12年度では65.9%と12.9%と低下している。

<中小企業融資残高の推移>

(単位:千円)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度
県預託原資	40,288,200	36,526,800	32,403,000
前年対比		90.6%	88.7%
融資枠(a)	142,855,325	128,761,865	112,842,000
融資残高(b)	112,616,084	91,892,531	74,384,773
前年対比		81.6%	80.9%
消化率(b)÷(a)	78.8%	71.3%	65.9%

2 三重県中小企業者等支援資金(特別会計)

(1) 制度の概要

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金及び中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に必要な資金を貸付、もって小規模企業者等及び中小企業者の近代化及び高度化を促進することを目的とする資金である。

三重県中小企業者等支援資金は、平成12年4月1日に改正された制度で、以前は「三重県中小企業近代化資金等」の名称であった。

(2) 融資の方法

A 設備資金の貸付方式

平成10年度、平成11年度は農林水産商工部金融・経営課から直接事業者へ融資を行っていたが、平成12年度は産業支援センターに一括融資をおこない、産業支援センターから事業者へ融資をおこなっている。

県は、平成11年度以前の融資に関する回収事務を産業支援センターに委託している。

B 設備貸与方式(割賦・リース)

平成10年度、平成11年度は県が財団法人三重県企業振興公社(以下、企業振興公社という)に一括融資

を行い、企業振興公社が事業者への設備貸与及び割賦金等の回収業務を行っていたが、平成12年度は企業振興公社が産業支援センターに組織変更したため、県は産業支援センターへ一括融資を行い、産業支援センターが、設備貸与及び割賦金等の回収業務を行っている。

(3) 融資の規模

設備近代化資金貸付金

(単位：千円)

年度	前年度残	貸付額	回収元金	年度末残
10	3,629,166	624,750	1,122,316	3,131,599
11	3,131,599	630,190	1,016,419	2,745,370
12	2,745,370	0	815,823	1,929,546

構造改善等高度化資金(特定)貸付金

(単位：千円)

年度	前年度残	貸付額	回収元金	年度末残
10	7,242,745	456,971	357,726	7,341,990
11	7,341,990	0	354,755	6,987,235
12	6,987,235	0	382,025	6,605,210

企業振興公社・産業支援センター貸付金

(単位：千円)

年度	前年度残	貸付額	回収元金	年度末残
10	3,311,421	1,320,430	827,616	3,804,235
11	3,804,235	689,089	815,031	3,678,293
12	3,678,293	3,213,014	1,685,938	5,205,368

(産業支援センターの項で述べる)

地域産業創造基盤整備資金貸付金他

(単位：千円)

年度	前年度残	貸付額	回収元金	年度末残
10	24,507,480	94,085	1,621,111	22,980,455
11	22,980,455	98,466	2,254,185	20,824,736
12	20,824,736	23,288	3,145,985	17,702,040

合計

(単位：千円)

年度	前年度残	貸付額	回収元金	年度末残
10	38,690,812	2,496,236	3,928,769	37,258,279
11	37,258,279	1,417,745	4,440,390	34,235,634
12	34,235,634	3,236,302	6,029,771	31,442,164

(4) 監査結果

i 融資制度が有効に機能していないと認められる貸付制度がある。

小規模企業者等設備資金貸付金

産業支援センターを通じて貸付る小規模企業者等設備資金貸付金は、平成12年度当初予算13億円を産業支援センターに貸付たが、企業者への融資ができなかった8億16百万円が、平成12年度中に県に返還になっている。

小規模企業者等設備資金貸付金は、小規模企業者等が購入する設備価格の1/2以内の額で4,000万円以下(企業者によって最高6,000万円以下)の金額を償還期間7年以内、金利は無利子で貸付るものであり、現在の低金利の時代でも借入条件的には借り主に非常に有利な融資制度にもかかわらず、62.8%が融資実行できなかった。当初予算見積りに問題があったか、融資努力が不足したかのどちらかである。

(貸付予算額は、平成6年度より毎年13億円の予算となっている)。

ii 高度化資金貸付金について

県が行っている高度化資金貸付金の平成12年度末の残高は279億円であるが、そのうち、22億5,100万円が返済期限に返済されておらず、その内容を個別に検討すると、大部分の貸付金について、回収可能性がないと認められる。

回収可能性のないと認められる債権については、契約に基づく担保権の実行・連帯保証人への請求等、

適切な法的措置を講じた後、不能欠損処理をすべきである。

不良債権の発生した原因の多くは、すでに貸付審査の時点で兆候が現れているが、それに気がつかなかったのか、あるいは、気がつきながら、あえて、貸付の実行に至ったものではないかと推定される。

以下、個別の貸付金について検討する。

A組合

当組合は、十数年前に県内の製造業者によって設立された。工場共同化資金として、三重県より借入れている。その後、実施された運営診断の報告書では、「一年余りで、多額の累積欠損を記録し……」と指摘され、早くも回収可能性に疑問が投げかけられていた。

第一回返済予定日には、大幅な条件変更を認めざるを得なくなり、現在、延滞債権となっている。

この債権については、回収可能性がないと認められる。

当組合は、製造業者若干名というものの、そのうち数名に関しては、全くの個人商店であった。1社のみが年間大きな売上規模を持つ会社であったが、設立当時の組合員の売上額の2倍を超える投資を行ったものである。

借入れたのは組合であり、各組合員は連帯債務者である。さらに、当組合の工場建物は、借地上に建てられており、借地期間満了までに、返済することは困難と認められる。

現実には、貸付金が回収できないので、契約に従って、担保権の実行および連帯保証人への請求がなされなければならない。相当部分貸倒れになると認められる。その際には、当然に、組合および連帯債務者である組合員が破産等何らかの法的処理がなされることが必要になる。

B組合

当組合は、自営業者数名が、共同受注を目的として、高度化事業計画の認定を受け、共同施設を建設した。

中小企業庁によるヒアリングにおいては、1社を除いては、個人企業であり、確定申告も行っていないという事実が指摘され、確定申告を行うよう指導することが、指示事項とされた。

しかしながら、予備調査での総合意見は、高度化事業としての基準を十分に満たしていると考えられるとある。確定申告をしていないという事実は、高度化事業の基準に、果たして合致しているのか。

計画書によると、償還能力は、十分に償還可能であるとされていたが、実際には、第1回目の返済期日で定期償還ができなくなった。

また、確定申告もしていない者の存在する組合に貸付をすることについて、金融・経営課に質問したところ、「確定申告書は、返済能力の判断に利用するものではなく、中小企業性の判断資料のひとつゆえ、全員からの提出義務はないと判断し、経営将来性をみて貸付を行った。」との回答を得た。貸付査定には、計画の将来性が最重要審査のポイントであるとの意見である。

C組合

当組合は、個人事業主数名で設立され、構造改善等高度化資金として県が貸付している。

第1回目返済期日が到来したが、返済不能のため返済条件を変更し、一部分の返済を受けた。その後も数回にわたり返済条件を変更し一部分の返済を受けたが、変更が認められなくなり、現在にいたるまで、全く返済されていない。

当組合は、ほぼ破綻している状態となっている。

D組合

当組合は事業会社数社を構成員として設立され、工場を建設するために、高度化資金の借入れを申請した。

第1回目の返済日には、全く支払がなされず、その後数年間、毎年数百万円ずつ支払われているが、その後組合としての返済はなされていない。それからは一部の組合員から少額の返済がなされているのみである。

数社あったはずの組合員のうち、現在は利用するものが一部になっている。

この貸付金は、貸付後の事後指導の結果によると、

- ・組合運営が軌道に乗らず、危機的状況を迎えている。
- ・一部組合員が、脱退状態にある。

と指摘され、また、組合員側からは、

- ・協同組合とはどういうものかという点について、指導して欲しい。
- ・組合運営の細部にわたって、県に直接指導して欲しい。

という、要望が出されている。

このような状態で、債権が回収できる可能性が全くなくなった場合には、早急に組合を整理し、契約どおり連帯保証人に返済を求めなければならない。

3 農業改良資金貸付金

(1) 制度の概要

農業経営や暮らしを改善したい農家や、農業経営をはじめめる青年農業者等に無利息で融資する制度で、生産方式改善資金、特定地域新部門導入資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金、青年農業者等育成確保資金がある。

(2) 融資の方法

融資及び回収業務は、三重県信用農業協同組合連合会を通じて県内各地の農業協同組合に委託している。また、貸付金の台帳作成は社団法人農業改良資金協会に委託している。

(3) 融資の規模

生産方式改善資金

(単位：千円)

年度	前年度残	貸付額	回収元金	年度末残
10	1,241,739	223,590	347,654	1,117,675
11	1,117,675	92,930	314,260	896,345
12	896,345	215,940	281,213	831,072

青年農業者等育成確保資金

(単位：千円)

年度	前年度残	貸付額	回収元金	年度末残
10	703,181	90,450	81,962	711,669
11	711,669	108,790	79,593	740,866
12	740,866	110,060	83,378	767,548

特定地域新部門導入資金

(単位：千円)

年度	前年度残	貸付額	回収元金	年度末残
10	195,824	18,900	22,864	191,860
11	191,860	28,570	17,324	203,106
12	203,106	27,870	17,925	213,051

(4) 監査結果

延滞債権のうち、1回当たりの回収金額が少額なため回収期間が著しく長期化している債権がある。

20年程前に貸付した「生産方式改善資金」で、延滞が5年後に発生し、債務者は付当時不動産等の資産もなく、翌年には本人が行方不明となり連帯保証人に保証債務の履行を求めたものであるが、2人の連帯保証人1人につき毎月1万円の返済に関する債務弁済確約書を取り履行してきてもらっていた。

数年前から1人の返済が滞っており、現在は残りの1人が毎月1万円返済しているが、債権残高からみて、確約書の通り履行して70年あまりの返済期間を要する。

4 林業改善資金

(1) 制度の概要

A 林業改善資金

林業経営の改善資金として、日本の林業に携わる個人、法人及び森林組合等に無利子で融資する制度で、林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金、青年林業者等養成確保資金がある。

B 木材産業等高度化推進資金

木材の生産や加工・流通の事業を行う林業事業者に対して、経営の合理化や事業規模の拡大などについて合理化計画を作成し、三重県で認定して融資する制度で事業経営改善計画に基づく資金、構造改善計画に基づく資金、経営革新等促進資金、コスト低減促進資金がある。

C 林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者及び新たに林業労働者を雇い入れる認定事業者に対して、就業研修資金、就業準備資金を融資する制度

(2) 融資の方法

A 林業改善資金

三重県森林組合連合会に貸付及び回収事務を委託して融資を行う。それにともない、貸付金の3分の2の補助金が国から県に交付される。

B 木材産業等高度化推進資金

三重県から金融機関に預託し、金融機関から預託金の3倍から4倍の金額を融資先に貸付を行う。但し合理化計画は三重県にて審査する。

C 林業就業促進資金

三重県は財団法人三重県農林水産支援センター（以下、農林水産支援センターという）に無利子で貸付、農林水産支援センターより無利子にて林業就業者、認定事業者に融資する。

(3) 融資の規模

林業改善資金

(単位：千円)

年度	前年度残	貸付額	回収元金	年度末残
10	150,564	12,260	59,306	103,518
11	103,518	16,750	37,676	82,592
12	82,592	41,150	30,866	92,876

木材産業等高度化推進資金（金融機関への預託による融資）

(単位：千円)

年度	前年度残	貸付額(預託額)	回収元金	年度末残
10	584,000	555,600	584,000	555,600
11	555,600	555,600	555,600	555,600
12	555,600	583,100	555,600	583,100

林業就業促進資金（農林水産支援センターから転貸）

(単位：千円)

年度	前年度残	貸付額	回収元金	年度末残
10	30,000	3,000	0	33,000
11	33,000	4,500	0	37,500
12	37,500	9,990	0	47,490

(4) 監査結果

林業改善資金については、以下の事項が認められた。

林業改善資金で問題とすべきなのは、連帯保証人の担保能力である。

連帯保証人の担保能力については、林業改善資金貸付申請書を平成9年度より平成12年度まで閲覧したが、閲覧した範囲では連帯保証人について氏名の記載はあるが、その担保能力についての記載は見出せなかった。

林業改善資金のうち、青年林業者等養成確保資金についての農林水産商工部内の文書、「林業改善資金貸付申請について（進達）」（南勢志摩県民局伊勢農林水産事務所長名）「平成10年1月30日付」を閲覧した。

それによると林業改善資金貸付判断資料として、技術的、経営的判断、行政的判断、貸付基準の判断の項目が上げられ「すべて問題なし」との意見が付されている。

この進達にかかる林業改善資金貸付申請書では、連帯保証人として4名記載されているが、その担保能力についての記載はない。

連帯保証人についての担保能力を調査せずに、「すべて問題なし」とはどういうことなのであろうか。

連帯保証人について、担保能力の記載がない事例は林業労働福祉施設資金についての貸付でも認められた。

また、連帯保証人について、林業生産高度化資金についての貸付であるが、貸付時点で年齢70歳をこえる連帯保証人が認められた。

この事例の場合、5年間という長期の貸付期間であるため、年齢70歳をこえる連帯保証人は好ましくないのではないかと。年齢について検討されたい。

金融・経営課では、

債務者の所得証明や決算書は、平成12年度より入手している。

連帯保証人については、所得証明や決算書等を今後入手するよう努める。

連帯保証人は、貸付時点でなるべく年齢70歳以下の方にするよう指導している。

現時点では延滞債権はないが、従来延滞となった場合の対応マニュアル等を整備していなかったが早

急に整備する。
としている。

5 沿岸漁業改善資金

(1) 制度の概要

沿岸漁業を営む事業者が、操作作業省力化機器、漁ろう作業省力化機器等への設備投資資金を貸付る経営等改善資金、漁業者の生活環境を改善するために貸付る生活改善資金、青年漁業者の研修教育及び高度経営技術習得等に必要な資金を貸付る青年漁業者等育成確保資金がある。

(2) 融資の方法

貸付及び回収業務を、三重県信用漁業協同組合連合会を通じて県内各地の漁業協同組合に委託して行っている。

(3) 融資の規模

沿岸漁業改善資金（経営等改善資金他）

（単位：千円）

年度	前年度残	貸付額	回収元金	年度末残
10	645,859	157,582	220,621	582,820
11	582,820	123,200	199,378	506,642
12	506,642	149,410	170,352	485,700

(4) 監査結果

沿岸漁業改善資金は、平成12年度末残高は485,700千円に対し、滞留している債権は7件（1.47%）、7,121千円（1.44%）である。

他の貸付金と比較すれば、問題債権は少ないといえる。

しかし、個別に検討すれば、

債務者、連帯保証人とも、すでに破産しており、最終配当も受領しているにもかかわらず、不納欠損処理がなされていない債権が認められた（債権残高1,453千円）。

十数年前に貸付、一度も返済しないまま数年前に破産した債務者がいる。最初の返済期日である十数年前より返済されないまま、現在に至っている。

最初の返済時期に、連帯保証人の返済能力について調査し、連帯保証人に請求し適切な対応をとるべきであった。

連帯保証人からは、数年前に72千円のみ入金されているが、連帯保証人は破産しているわけではない。連帯保証人へ請求すべきである。

十年前に4百万円貸付、最終返済期日を経過しても、未返済額が1,257千円の債務者がいる。直近の回収実績は、数年前の10千円である。

連帯保証人2名のうち1名は破産している。

県の意向は、債務者は現在漁業関係の事業を続けており、極力就業意欲を失わない形での債権回収を進めていくとのことである。

債務者、連帯保証人との面談回数を増やすなどして、接触を密にし、回収に努力する必要がある。

今後は、法的手段も含めて債権回収の強化を図る必要がある。

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

1 小規模企業者等設備資金貸付金の予算計上について

小規模企業者等設備資金貸付金は、平成11年度まで金融・経営課が貸付窓口となっていた。平成12年度からは産業支援センターが貸付窓口となっている。

県より産業支援センターに貸付、そして産業支援センターより小規模企業者等に貸付けるという流れである。

監査結果の項で述べたが、県の貸付予算額が平成6年度より毎年13億円と一定の予算額となっている。

小規模企業者等への貸付実績は、平成9年度8億900万円であったが、平成10年度は6億2,400万円、平成11年度6億3,000万円となっており、平成12年度では13億円予算に対し、わずかな4億8,300万円の貸付実績となっている。

予算額の13億円と貸付実績との差額は、毎年その年度中に県に返還されている。

上記の通り予算と貸付実績の差が平成10年度より顕著になっており、予算の見直しが当然なされるべきであったが、平成12年度まで13億円の一定額で推移している。実態に即した予算計上が必要である。

あえて13億円にこだわるのであれば、その積算根拠を県民に明らかにすべきであろう。

2 高度化資金貸付金について

高度化資金貸付金について検討を行った。

平成12年度末残高は279億円であり、そのうち22億円が返済期日に返済されておらず、その大部分の貸付金について回収可能性がないと認められる。

回収可能性がないと認められる債権については、契約に基づく担保権の実行、連帯保証人への請求等適切な法的措置を講じる必要がある。

貸付後、第1回目の返済期日が到来した時点で大幅な条件変更を認めざるを得ない案件が、監査した範囲内では散見される。

不良債権の発生した原因の多くは、すでに貸付審査時点で兆候が現れているが、それに気付かなかったのか、あるいは気付किながら貸付の実行に至ったのか定かでないが、多額の不良債権が存在していることを認識する必要がある。

県は、この貸付金の原資についてどのように考えているのであろうか。税金を原資としているのではないであらうか。

貸付案件のうち、中小企業庁とのヒアリングにおいて、確定申告を行っていない個人組合員が存在する旨の指摘があり、確定申告を行うよう指導する旨指示された事例が認められた。

確定申告を貸付時までに行ったことを確認したか金融・経営課に問い合わせたが、「確定申告書は返済能力の判断に利用するものではなく、中小企業性の判断資料のひとつゆえ、全員からの提出義務はないと判断し、経営将来性をみて貸付を行った。」との回答を得た。貸付査定には、計画の将来性が最重要審査のポイントであるとの意見である。

しかし、個人事業主で確定申告をしていない者に、貸付をすることに対してはやはり問題がある。

少なくとも、経営者としての認識を持たせる意味でも、提出を義務づけるべきである。

高度化資金の貸付の場合は、他の融資に比べ高額な場合が多いことから、県の責任が問われる事例である。県が行う貸付については、

新規産業の育成及び経済基盤の比較的弱い企業の保護といった行政目的のもとで、実績が少なく、信用担保力が弱く、金融機関の融資を受けづらい企業を対象としている。このことから、貸倒れのリスクがあっても、これに積極的に資金を供給していくことこそが行政の使命であるともいえる。

反面、この財源は、住民の租税等の公金であり、貸倒れの危険は極力さげなければならない。また、補助金ではなく、貸付金であるということは、貸付金を回収することによって、限られた公金を繰り返し利用できるという利点がある。よって、回収可能性が最も重要であるといえる。

この互いに矛盾する目的を達成するためには、貸付対象企業が、貸付を契機に着実に成長していくことを主目的とし、その結果、貸付金が回収されていくという立場をとることが重要であると思われる。このため、県は、事前審査及び事後指導を通じて、県の持つノウハウ、情報等を提供し、企業の成長に協力していくことが大切であると考えらる。

この点から、県が行う事前審査、事後指導をみると、事前審査は甘く、事後指導は弱い。

一般に、資金を借りる側は、借りるまでは貸手のいうことはよく聞かすが、一たび、貸してもらおうと、貸手のいうことはなかなか聞いてもらえないものである。まして、県の貸付の対象は、かなりリスクの高い相手である。よって、金融機関が行う貸付審査より、さらに厳しい態度が要求されなければならないといえる。

債務者本人もさることながら、連帯債務者にも非常に不幸な結果をもたらす場合もある。高度化資金は、組合を対象に貸付するが、組合員全員が連帯債務者となっている。よって、一組合員の業績不振等何らかの事情により、組合員全員が、責任を負わされている場合も存在する。

貸付の甘さは、回収の困難に直結している。回収担当者は、交通費＋ 程度の返済金を回収してくる場合が認められる。回収努力や費用にみあった回収ができないといえる。

高度化資金は、事業団からの借入及び県費でまかなわれている。貸付時に、このような貴重な資金であることを認識して貸付決定を行ってもらいたい。

県が行う貸付業務に、農林水産関係の貸付金がある。これらは、比較的、問題債権が少なく、適切に制度が運営されているように思える。

商工関係の貸付制度と、農林水産関係の貸付を比較すると、以下のような違いがあることに気がつく。

貸付先の業種

農林水産関係は、商工関係と比較して、業種の変動が少ない。仮に一時期不作だとしても、回復する可能

性がある場合や、転作していく可能性もある。また、貸付制度以外でも、制度的な補償が厚い。貸付という面から見ると、リスクが少ないといえる。

反面、商工関係は、景気の変動が激しく、特に、近年は不況が長期化している。もともと、リスクであるといえる。

個々の貸付先の信用力

農林水産関係は、歴史が古く、生産手段として、土地等担保となる資産を保有している。また、信用状況は、農協漁協等である程度把握されている。反面、商工は歴史が古いとはいえ、担保力が十分とはいえない場合が多い。

貸付金の限度額

このように、比較的风险が少ないと思える農林水産関係の貸付金であっても、例えば、漁業関係の貸付金は、20百万円を限度とする。反面、リスクの高い商工関係は、その投資額が大きいことから、10億円を越す貸付が行われる。

貸付先に対するフォロー体制

リスクの少ない少額の貸付しか行っていない農林水産関係の貸付先については、多くの指導員が頻繁に訪問し、適切な助言や情報提供・情報収集に努めている。反面、リスクの高い商工関係の貸付先には、事後診断が行われることがあるが、農林水産関係に比較して、フォロー体制が弱いといえる。延滞債権が発生してから、回収員が訪問するということが多いのではないかと。

～ は、制度の前提になっている事柄であって、それ故、県等公的機関の関与が必要であるという根拠になっている。実は、 が一番の問題点であると考えられる。

貸付業務は、県が行う業務の中では、とくに、専門的な知識が必要とされる分野であると考えられる。

しかし、他の職員と同様、定期的に人事異動がなされ、また、人員削減の要請から、人員が減らされていく中で、貸付業務を行っていく職員が育っていない。そのため、審査等もっとも重要な業務を、外部に委託することになるが、責任の所在が不明確になってしまっている。

県内の産業の発展に重要な役割のある制度であるので、人事政策をも含めて制度全体を見直す必要がある。

3 農業改良資金の債権回収について

延滞債権のうち、1回当たりの回収額が少額なため回収期間が著しく長期化している債権については監査結果の項に記載の通りである。債務弁済確約書を取り時効中断手続は行っているが、反面債務弁済確約書によって今後の弁済期間を70年あまりとすることとしているが、これは条件を大幅に緩和したことになる。

定めにより県の行っている融資はすべてこのような緩和措置がとられるのならともかく、平等の原則に大きく反するのではないかと。

また、連帯保証人より毎月1万円づつ返済するという債務弁済確約書については、現時点での回収可能額を再度調査し、回収金額を増やす努力をすべきである。

連帯保証人より毎月1万円づつ返済し、70年あまりという本人死亡後も弁済を続けていくという債務弁済確約書は、債権の回収を放棄しているのに等しい。回収を確実にするために連帯保証人をつけたのではないかと。

また、連帯保証人1人の支払が滞った時点でも、適切な対応をすべきでなかったかと。

貸付時の審査が、民間金融機関に比べ甘い。あるいは延滞者に対する措置が明確に定められておらず、対応が不十分であったと認められる。

なお、返済期間70年あまりを要する連帯保証人は、現在かなりの高齢である。

県は、債権回収に関する諸規定が不備であり、民間に比べその対応が不十分であると認められる事例である。農業改良資金だけの問題ではなく、貸付金全般について言えよう。

また、これらの貸付金を県から借りた県民・企業やその保証人は、返さなくとも差押えられないばかりか70年あまりといった長期にわたり返済条件を緩和してもらえらるというのは、定期償還している県民・企業と比べ、また税金滞納による資産差し押えの場合と比べ、あまりにも不平等ではないであろうか。

これは、貸付担当者の問題もさることながら、貸付の決定に至るまでにその起案に印を押した数人の県幹部の中で、誰もこの不平等さに気づかなかったのではないかと、それが大きな問題であろう。これを契機に県の関係するすべての融資事業について再検討する必要があるのではないかと。

4 林業改善資金

林業改善資金貸付判断資料には、数多くの審査、判断項目があるが、連帯保証人については氏名の記載のみで、その担保能力については調査されていない。

連帯保証人欄に氏名の記載とともに、所得証明等担保能力の根拠となるものの添付が必要ではないかと。

現時点では不良債権は発生していないが、債権の回収に延滞が生じれば、問題が生じよう。

この制度は貸付金の制度であり、補助金の制度ではない。

今後早急に債務者及び連帯保証人の担保能力について検討する仕組みが必要である。

なお、県の行う融資事業の審査は民間の貸付に比べ緩くするという何らかの理由付があるのならともかく、同等に行っていくのであれば、民間の審査方式を加味することも必要ではないか。

財政的援助団体にかかる出納その他事務の執行

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項並びに三重県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

財政的援助団体にかかる出納その他事務の執行

対象とした財政的援助団体

財団法人三重県産業支援センター

(2) 外部監査対象期間

平成12年4月1日から平成13年3月31日まで

3 事件を選定した理由

三重県農林水産商工部金融・経営課所管の貸付金を監査するに当たり、財団法人三重県産業支援センターが所管する貸付金についても監査する必要が生じたため、適正な貸付事務がなされている事の確認を目的として、財団法人三重県産業支援センターを監査することとした。

なお、上記貸付金の他、技術支援事業、資金運用についても必要と認めため監査を実施した。

4 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ・貸付金について、財務事務が適正に、効率的になされているか。
債権管理は適正になされているか。
- ・技術支援事業の財務事務は適正になされているか。
- ・資金運用は、適正に、効率的になされているか。

(2) 主な監査手続

- ・小規模企業者等設備資金貸付事業について、平成12年度貸付企業一覧表、資金借入申込書等を入手し、貸付手続が適正になされているか、担保資産、連帯保証人の担保能力はどうか等について検討した。
- ・新産業創造資金融資について、三重県中小企業融資制度要綱を閲覧、中小企業創造活動促進法認定計画の概要書等を閲覧し、適正な認定がなされているかを検討した。
- ・技術支援事業について、技術研究開発事業実施の手引き等を閲覧し、適正な処理がなされているかを検討した。
- ・資産運用について、運用方針、起案、債券約定明細等を閲覧し、適正に、効率的に運用がなされているかを検討した。

5 外部監査の実施期間

平成13年8月7日から平成13年12月25日まで

第2 外部監査の結果

1 小規模企業者等設備資金貸付事業

小規模企業者等設備資金貸付事業は、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき実施されているものであり、財団法人三重県産業支援センター（以下、産業支援センターという）が貸付窓口となっている。

小規模企業者等設備資金貸付事業は、県内の小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入の促進をはかる事業であり、設備資金の貸付と設備貸与（割賦販売、リース）より構成されている。

(1) 設備資金の貸付について

設備資金の貸付は、経営基盤の強化を図るために新たに導入する設備機器類を対象とし、その設備資金の1/2以内の額を限度とする無利子の貸付制度である。

連帯保証人は 2 名以上必要であり、貸付金額が 1,500 万円以上であれば、不動産担保も必要となる。
この制度の 12 年度貸付状況は、次の通りであった。

平成 12 年度貸付総額 483,260 千円

平成 12 年度貸付分について、監査を実施した。

個別貸付企業の内容検討

産業支援センターが設備投資の貸付を行う場合、以下の条件を満たす企業であることとされている。

原則として従業員 20 人以下（商業・サービス業にあっては 5 人以下）の小規模企業者であること

その企業が経営基盤の強化を図るために新たに導入する設備機器類であること。

三重県内に工場または事業所を有し、引き続き 1 年以上現在の事業を営み、事業税（県税）を完納していること。

当該設備を県内に設置し、自己の企業で使用するものであること。

対象設備は新品であり、性能が優秀なものであること。

経営内容は決算書等により把握できること等の条件となっている。

監査に当たっては、貸付を行うことによって経営基盤を強化しうる小規模企業者であるか否かを検討する必要があると判断し、財務内容の面及び設備性能の面の両面にわたって検討した。

小規模企業者への貸付については、決算書を作成していない小規模企業者、また実質的に破綻していると認められる小規模企業者等への貸付は、貸付の趣旨から考えれば、適正な貸付とはいえない。

A 社

i 貸付対象設備について

中小企業診断士による小規模企業設備導入診断調書によると、設備自体特に目新しいものではないが、道路整備のため移転することになり、それを契機に老朽化した設備を更新し、生産性を高めつつ環境対策をも行おうとするものである。

ii 企業に対する評価について

当企業は、申込直前期では赤字であり、利益水準は低い。しかし、今回の貸付を不可とするほど低い利益水準ではないと認められる。

iii 連帯保証人の担保能力について

連帯保証人は 3 名設定されている。しかし、その 3 名ともどれだけの弁済能力があるのか調べられていない。年間所得や資産額が一部記載されているが、裏付けとされている所得証明は添付資料として要求されていないため添付されておらず、その数値自体の信用力は保証されていない。

B 社

B 社に対する貸付についての問題点は下記の通りである。

a 財務内容は、審査時点でかなりの債務超過である。

b B 社については、貸付額から担保提供が必要であるが、担保価格を算定する基準が産業支援センターでは定められていない。

c 貸付審査委員会で検討したというが、貸付審査委員会議事録は作成されておらず、開催日時、提出された案件、その検討内容、結果について証明できていない。

d 設備について、その能力、性能について公的機関による客観的な証明がなされておらず、県及び産業支援センターは、設備性能については客観的な裏付けをとっていない。

e B 社は従業員数が規定の人数をオーバーするため特認企業に該当する。そのため、県の承認が必要である。県は設備について能力、性能につき検討せず承認したものと認められる（承認に要したのは 1 日である）。

要約すれば以上であり、詳細については以下のとおりである。

i 貸付対象設備について

中小企業診断士による小規模企業設備導入診断調書では、この設備は付加価値の高いものであることが記載されていた。

貸付対象設備の評価について、商工振興課、金融・経営課、産業支援センターとも客観的な裏付け資料（大学、公的研究機関による評価証明等）を持ち合わせていない。

大学、公的研究機関による検査に基づく評価証明がない状態で、貸付を決定したのか。

また、貸付審査委員会のメンバーは、金融機関関係者、中小企業診断士等で構成されており、設備について客観的な裏付け資料がない状態で、どのようにして貸付を決定したのか。

貸付審査委員会においてどのような検討がなされたかについて調査したが、貸付審査委員会の議事録は作成していないとの回答を、産業支援センターより得た。

議事録は、貸付審査委員会の開催日時、提出された案件、その検討内容、結果について記載し、貸付審査委員会が実際に開催されたこと、結果等について証明するために作成するものであり、議事録が存在しない以上貸付審査委員会自体の開催が疑問である。

ii 企業に対する評価について

この企業は、特認企業とされている。この貸付制度の申込資格として商業・サービス業では従業員5人以下とされている。しかし、この企業では従業員が5人超のため申込資格がない。そこでこの基準については例外を特に認めて申込を受け付けするものであり、この場合には県の承認が必要となる。

しかし県は、iの通り貸付対象設備については客観的判断資料を待ち合わせずして承認している。さらに県が産業支援センターから承認申請文書を受入、県が承認文書を産業支援センターへ提出、それを受けて産業支援センターでは同日に貸付審査委員会を開催、そして同日付けで貸付審査委員長名での理事長への結果報告と、1日ですべてが処理されている。

同日県より特認企業として承認された案件は5件、産業支援センターで貸付決定された案件は12件である。

県は、客観的資料を待ち合わせずして、迅速に特認の承認を行った。

特認企業の認定に当たっては、設備の能力、性能に関する客観的資料は必要ないとされているが、かなりの債務超過となっている企業については、設備の能力、性能に関する客観的資料は重要な資料であると考えられる。

この企業は、決算書では申込直前の事業年度で少額ではあるが経常黒字を計上している。貸付審査委員会の審査結果では、事後指導の条件もついた。

iii 連帯保証人及び担保不動産の担保能力について

金銭消費貸借契約公正証書では、連帯保証人は2名記載されている。

抵当権設定に関する起案では、貸付額に対する担保不動産の担保価値は貸付額を若干上回るもので、登記簿謄本では担保第1順位が産業支援センターとなっている。

産業支援センターの担保価値算定基準は特になく、路線価が適用されている場所でも、固定資産税評価額を基準にして担保価値を算定しており（固定資産税評価額÷0.7で担保価値を算定）、また近傍の売買実例を基に担保価値を算定するなど、担保価値算定に当たって恣意性を排除するためのルールづくりがなされていない。通常、金融機関で用いられている担保評価額より当該担保物件の処分により回収が確実と見込まれる処分可能見込額を算定する際に用いられる、いわゆる掛目（土地の場合、評価額の約70%を乗じて担保価値を算定している）も考慮されていない。

この案件の場合、金融機関が担保価格を算定すれば貸付金額より約2～3割程度低い、担保価格となると推定される。

C社

i 貸付対象設備について

中小企業診断士による小規模企業設備導入診断調書によると、生産性の向上、コストダウンの寄与、多品種少量生産への対応力の増強等の効果が見込める設備である。

ii 企業に対する評価について

本社は県外であるが、県内に工場等があるため本制度の適用が認められた案件である。申込直前の3事業年度では、すべて経常黒字を計上している。

iii 連帯保証人の担保能力について

この貸付は、担保提供を要しない貸付金額であるため不動産担保は必要ないが、連帯保証人は必要である。しかし、連帯保証人の弁済能力について、所得証明が添付されていない。

以上三件について、小規模企業者等設備資金貸付事業のうち、設備資金の貸付について、検討した。

対象設備の面、財務内容の面の両面にわたって検討したが、B社については多額の債務超過であり、対象設備の性能について客観的な裏付けがなく、財務内容の悪さをカバーするだけの対象設備であるとの確証が得られないため、不適切な貸付と考えられる。

特認企業の承認をした県についても、客観的資料なくして承認した責任がある。

なお、上記三件について共通することであるが、連帯保証人について十分な調査がなされていないものと認められた。貸付金の回収を確実なものにするために、調査が不可欠であろう。現状では、借入申込書に記

載があれば充分とされているのではないか。

(2) 小規模企業者等設備貸与

産業支援センターがおこなう小規模企業者等設備貸与事業の平成12年度末残高等は以下の通りである。

	平成12年度末残高	うち回収不能と推定される債権
機械設備貸与額	1,276,781千円	140,670千円 (21件)
リース契約債権	1,278,187千円	130,662千円 (6件)

上記のうち回収不能と推定される債権額に対して中小企業総合事業団の機械類信用保険から100,196千円の預り金を受け取っており、また平成13年12月末で19件15,854千円債務者から回収しており、実質的には預り金等116,050千円を控除した債権額が回収不能と推定される。また上記平成12年度末残高には、契約期限に返済されず延滞しているものが、機械設備貸与額で184,706千円、リース契約債権で201,587千円含まれている。このうちには実質的に経営が破綻しているものも多数あり、相当部分の回収が危ぶまれている。

当該事業は、小規模企業者等及び創業者にたいして、割賦またはリースの形成で設備資金を供給する事業である。

この事業の趣旨は、経営基盤の弱い小規模企業者等に投資をおこない、事前指導、事後指導を通じて経営基盤を強化し、よっておのずと返済能力をつけさせ、独自の信用をつけさせ、独自の資金調達が可能となるところにあると考える。この貸付を契機として、産業支援センターが準備している他の制度、工業技術振興事業、中小企業情報センター事業等を活用していき、より発展していくことが可能であると期待され、その点では産業支援センターが貸付事業を行うことは理にかなった制度であると考えられる。

貸付の事前診断および指導は、非常に重要なものとして位置づけられるが、現状は貸付審査の基準は、もっぱら制度を利用できる小規模企業者であるかどうか重点がおかれ、対象企業が抱える諸問題を指摘して、対象企業のために解決しようという姿勢が見受けられない。事前診断において考慮されることは、経営内容を決算書等で把握できるか否かであって、その内容さらに返済能力があるか否かについては、ほとんど考慮されていない。

(もともと返済能力については、当該投資の付加価値の向上が見込まれるものという条件しかついていない)。

その端的な例を以下に示す。

A社

県単設備貸与制度を利用して、27百万円の設備投資をおこなっている。

事前診断では、返済能力が不足すると指摘され、役員報酬で充当できるとするが、役員報酬を返済に充当すると役員の生活ができないことを意味する。

この会社は平成12年に破産している。債権残額16百万円が未収となっている。

B社

平成10年度にリースを利用して16百万円の投資をおこなった。

決算書では、支払手形全額がノンバンクに対するものであり、当然金利が高く、事前診断の支払利息比率の判断でも「否」となっている。

この会社は平成12年7月よりリース料未納となっている(債権残高14百万円)。

C社

事前診断で返済能力不足が指摘され、「役員の資産を返済財源と考えざるを得ず、収益の改善は一気に進まないと考えられる」と指摘されている。

平成8年6月に60百万円の設備を割賦により取得し、平成10年6月返済分より滞留している(債権残高48百万円)

その後の決算書によると、純損失、未処理損失を計上しており、残債権については返済可能とは思われない。

D社

平成11年度割賦実施額 19百万円

平成13年2月期日の第3回目より延滞している(第1回期日に利息分、第2回期日に元金及び利息分を支払い、結局元金は1回支払ったのみ)。

診断結果報告書によると、金融機関からの借入について条件変更をしており、本来の条件によると返済不足が生ずるが、条件変更した結果、返済能力が増加すると添え書きがある。さらに、その上「一部条件変更による元金返済が緩和されている現状では問題がない」とされている。

金融機関に対し条件変更するのは、約定通りでは返済していけないからである。

条件変更に気づいた上で、問題なしとして貸付が実行されている。前記の延滞は当然の結果である。

E社

事前診断によると「償還能力に問題がある。乏しい」とされ、総合判定は「条件付」で「企業状況を最低1年間見る必要あり」と指摘されている。しかし、審査会では異議なく貸付が決定されている。

同社は平成10年度にもこの制度を利用しているが、そのときの審査会では、事後指導を必要とする意見が1、異議なく決定との意見が9であった。

平成8年度、平成10年度貸付分とも延滞債権となっている（債権残高19百万円）。

このように事前診断で、明らかに返済能力がない小規模企業者に対しても貸付を実行している。

また、回収段階においても問題がある。

F社

診断結果によると返済能力は不足するとあるが、今後の売上増でまかなうとする。

代表者及びその関係者には資金的な余裕が伺われる。

しかしながら当該貸付の期日は、頻繁に延期されて、また、分割払いに変更されている。代表者及びその関係者の資金的な余裕が伺われる状況からすれば条件変更が必要なのであろうか。

G社

平成11年2月から平成12年9月まで4回訪問しているが、その都度5千円を回収している。債権残高は、平成12年9月末で20百万円である。

損失補填について

産業支援センターが行う貸付に対して、返済が滞った場合には、以下の二つの損失補填制度が設けられている。

中小企業総合事業団による機械類信用保険制度等

貸付契約の定められた決済期に代金の支払いを受けることが出来なかった場合に、その日の1ヶ月後からその金額の1/2を請求できる。

県との間で取り交わされている損失補填契約

設備貸与事業により受ける損失（履行期限が到来したものの未収債権）については、設備貸与事業額の1割の範囲内で県が補償する。

この制度が適切に活用され、損失が設備貸与額の2割の範囲内であれば、産業支援センターの負担は0円であるということになる。

現状では、県との損失補填契約は、貸付年度末より8年間に請求しなければならないがこの制度は利用されたことがない。延滞債権の多くは損失補填されずに産業支援センターの負担とならざるを得ない状況にあるので、損失補填を実行するためのルール作りを検討すべきである。

また、機械類信用保険についても2年間の時効期間があり、延滞債権残高と機械類信用保険預り金との比較からすれば、一部の部分で時効が完成し請求不能になっているのではないか。

債権の回収状況について

産業支援センターは、平成11年度から中小企業者等支援資金の債権回収業務の委託を県から受けており、平成11年度回収額は27,231千円で、1回平均618千円である。

また、平成12年度は回収額17,646千円、1回平均367千円である。

全体としては以上の数字であるが、1回当たりの回収金額が少額な貸付先についても調査を行った。

中小企業者等支援資金滞納企業管理表の延滞債権先61者のうち、1回あたりの回収金額が少額の上位14者の平成10年度から平成12年度までの回収実績が次の表である。

平均すれば1回当たり17千円の回収実績となっている。

回収担当者（2人）が債務者（または連帯保証人）宅まで出向き、状況の把握とともに延滞金の一部を回収してくるが、そのとりまとめが中小企業者等支援資金滞納企業管理表である。回収できなかった場合は、職員の日誌に記入されるだけで上記管理表には集計されていないため、実態としては把握できていないが、このことを考慮すれば実際には1回当たりの回収金額は17千円以下となる。

(単位：回、円)

事 業 者	平 成 10 年 度		平 成 11 年 度		平 成 12 年 度	
	回 収 回 数	回 収 金 額	回 収 回 数	回 収 金 額	回 収 回 数	回 収 金 額
A	7	30,000	2	12,000	0	0
B	2	40,000	3	50,000	2	60,000
C	1	20,000	0	0	0	0
D	5	100,000	1	20,000	0	0
E	2	55,000	2	45,000	3	75,000
F	4	80,000	4	80,000	1	20,000
G	3	60,000	3	60,000	3	60,000
H	6	60,000	4	45,000	1	15,000
I	11	305,000	9	280,000	23	295,000
J	2	80,000	2	70,000	3	100,000
K	4	70,000	5	36,000	6	12,000
L	1	10,000	0	0	0	0
M	1	10,000	1	5,000	0	0
N	4	50,000	2	35,000	2	30,000
合 計	53	970,000	38	738,000	44	667,000

2 新産業創造資金について

新産業創造資金は、三重県中小企業融資制度要綱集によると下記の通り規定されている。

新産業創造資金融資要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、最近の経済の多様かつ構造的な変化に対応するため、中小企業者等が行う創業並びに研究開発及びその成果の利用等を通じて新たな商品・サービスを生み出そうと取り組む成長意欲のある者に対して、低利な資金を提供し、県内における新規産業の創出と新たな経済環境に即した中小企業の活力ある発展を図り、本県産業の高度化、活性化に資することを目的とする。

この要綱に基づく融資の実施主体は、産業支援センターとされている。

新産業創造資金融資は、産業支援センターより三重県信用保証協会へ貸付がなされ、三重県信用保証協会より金融機関へ資金を預託、金融機関が産業支援センター等が認定した中小企業者等に貸付を行う制度となっている。

融資対象は、県内に主たる事業所を有し、または、事業所を設置しようとする中小企業者等のうち、次のいずれかに該当する者を対象としている。

ただし、小規模企業者等設備資金とは併せて利用できないとされている。

「中小企業創造活動促進法」第 4 条第 3 項の規定に基づく三重県知事の認定を受けた者。

新規性を有し高い成長性が見込まれる新たな事業を行う意欲ある中小企業者等で、新製品、新技術、新サービスの研究開発、試作及びその事業化について、財団法人三重県産業支援センターの認定を受けた者。

(1) 知事認定を受けた者に対する融資について

中小企業創造活動促進法は、創造的事業活動を行う中小企業者等を支援するための法律であり、創造的事業活動とは創業や研究開発・事業化を通じて、新製品・サービス等を生み出そうとする取り組みであるとされている。

中小企業創造活動促進法第 4 条第 3 項の規定に基づく知事の認定を受けるには、「研究開発等事業」に関する計画を作成し、県に提出することが必要となる。

「研究開発等事業」とは、著しい新規性を有する技術に関する研究開発、研究開発成果の利用（事業化）、事業化のために必要な需要の開拓の三つの事業をいう。

上記 から までの事業視点から、平成12年度に実施した新産業創造資金融資案件10件について、研究開発等事業計画に係る認定申請書、審査委員会議事録等を閲覧し内容を検討した。

監査の結果、特に指摘事項は認められなかった。

(2) 産業支援センター認定を受けた者に対する融資について

平成12年度に産業支援センター認定を受けた者に対する融資案件は2件である。

研究開発等事業計画に係る認定申請書、審査委員会議事録等を閲覧し内容を検討した。

産業支援センターでは、審査委員会で事業計画の新規性、成長性等が承認されたものに対して事業計画の

認定を行っている（保留または不承認の場合には認定されない）。

審査委員会の採択の結論をもって技術に新規性ありと判断したが、産業支援センターとしては内容について理解していないと認められる案件が1件認められた。

研究開発等事業計画に係る認定申請書及び審査委員会の議事録には、技術の新規性について詳しく記述していないため、産業支援センターの担当者に技術の新規性について詳細まで問いただしたが、申請事業者に問い合わせて回答を得るという状態であった。

産業支援センターとして、審査委員会の結論を尊重することは重要であるが、その技術の新規性について審査委員会議事録等に詳細を記述するなどして理解しておく必要がある。

3 技術研究開発助成事業のうち産学官連携技術研究開発助成事業について

産業支援センターが実施している技術研究開発助成事業は、下記の通りである。

産学官連携技術研究開発助成事業

新規成長産業支援事業

テクノブレーン育成事業

の産学官連携技術研究開発助成事業は、県内の中小企業等を対象として産・学・官の協調体制で新技術の研究開発を行うために要する経費の一部を助成する事業であり、この産学官連携技術研究開発助成事業について監査を実施した。

産学官連携技術研究開発助成事業は、下記の事業に区分される。

技術研究開発助成事業

産学官共同研究開発助成事業

の技術研究開発助成事業は、中小企業基本法（昭和38年法律第154）第2条に規定する中小企業者等が原則として公設試験研究機関等の指導を受けて行う、汎用性のある新技術の研究開発を対象事業としている。

の産学官共同研究開発助成事業は、中小企業者が大学等高等教育機関等と共同で行う、汎用性のある新技術の研究開発を対象事業としている。

対象経費は、 共に対象事業実施にかかる機械等の購入に要する経費、原材料の購入に要する経費、外注加工に要する経費などである。

助成金額は、 技術研究開発助成事業では、1,000千円～5,000千円

産学官共同研究開発助成事業では、1,000千円～10,000千円

助成率は、 共に対象経費の1/2以内となっている。

産学官連携技術研究開発助成事業について、財団法人三重県産業支援センター技術研究開発助成事業実施要領にしたがって事務処理がなされていることを確かめた。

技術研究開発計画書の提出から始まって、助成金請求書の提出、研究開発実績報告書の提出等まで、適正に処理されていることを認めた。

4 資金運用について（マイカル社債について）

平成13年9月14日、株式会社マイカルが民事再生法の適用を申請したことにより、県出資の外郭3団体が保有していたマイカル社債（額面217百万円）が債務不履行（デフォルト）になる見通しとなった。その外郭3団体の一つである財団法人三重県産業センター（マイカル社債保有額、額面1億円）に平成13年8月7日より包括外部監査が予定されていたため、当初の監査範囲を拡大して資産運用についても監査を実施した。

マイカル社債の債務不履行事件について、新聞報道によると次のように伝えている。

三重県では金融機関のペイオフ解禁を受けて平成11年により有利で安全、確実な資金運用の在り方を検討し、基金運用方針をさだめた上で、平成12年8月、9月にマイカル社債を購入した。

その運用方針では、格付け機関による格付が「トリプルB」以上を社債購入条件とし、同社債は複数の格付け機関で「トリプルB」以上だった。その後、平成13年7月末に全機関の格付けが投資不適格の「シングルB」に格下げされた。その時点で買い手がいなくなったため、処分ができなくなったので保有し続けた。そして今回の事件になるが、北川知事としては、担当者は注意義務を果たしているので一連の対応に問題はなかったとの見方を示した（平成13年9月20日）。

そこで、産業支援センターにおいて調査を行ったところ、その購入等の経緯は次の通りであった。

平成12年 産業支援センターが基本財産等運用方針を定める（資料1）が、なぜか理事会の承認を得なかった。（問題点1）

平成12年8月・9月	格付け会社2社がマイカルの格付けを下げる。	
平成12年9月27日	産業支援センターがマイカル社債1億円を購入。 (原資は県からの借入金)	(問題点2)
平成13年1月29日	格付け会社から「マイカルは格下げの可能性あり」との情報が出されたが、産業支援センターはマイカル社債を売却しなかった。	(問題点3)
平成13年9月14日	マイカルが東京地方裁判所へ民事再生法の適用を申請。そのため県の外郭3団体がそろってマイカル社債の損失を受けることとなった。	(問題点4)

産業支援センターの社債の保有状況は、資料②基本財産及び長期借入金の運用一覧に記載のとおり、平成13年5月18日現在で基本財産として社債3銘柄(額面合計1億円)と、投資等(運用財産を意味している)としてマイカル社債1銘柄(額面1億円)を保有していた。これらはすべて無担保社債である。

なお、マイカル社債の購入原資は、三重県からの長期借入金を原資としている。

マイカル社債購入に伴う損失問題について、その経緯に沿って順次述べる。

(問題点1)

基本財産等運用方針を定めたが、なぜか理事会の承認を得なかった。

財団法人三重県産業支援センター基本財産等運用方針は資料1の通りである(平成12年4月1日現在)。

財団法人三重県産業支援センター事務決裁規定第5条及び第6条第1項により常務理事決裁により決定されたものであり、理事会には諮られていない。

さらに、この運用方針の基本財産の欄には、社債の文字は記載されていないにもかかわらず、基本財産を活用して社債が1年半近くも運用されている。

明らかに、運用方針違反である。

(問題点2)

格付けが下げられたにもかかわらず、その直後にマイカル社債を購入した。

購入の経緯

産業支援センターの前身である財団法人三重県工業技術振興機構においては、平成7年8月頃より社債にて資産運用を行っていた。平成8年9月に購入した社債1億円が、平成12年9月に満期を迎えるため、産業支援センターはそれに替わるものとしてマイカル社債を平成12年9月27日に購入した。

なぜマイカル社債なのかということについて、購入の起案を閲覧したが、購入先の証券会社からの売渡計算書等は添付されているが、他証券会社の提示した推奨銘柄の資料は添付されておらず、担当者に問い合わせたところ、「廃棄したと思う、残っていない、もうありません」という回答であった。

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用方針」(平成8年12月19日関係閣僚会議幹事会申し合わせ)の5財務及び会計⑤で、運用財産の管理運用はなるべく高い運用益が得られる方法で行うことが定められている。そのため、その社債を購入することにより他と比べて高い運用益が得られるということを示さなければならない義務がある。

にもかかわらず、産業支援センターはその資料を廃棄したというのであるが、「廃棄した」とは、紛失したのとは意味が違う。ある意思を持って文書を消却せしめる行為である。管理者としてとるべき態度ではない。

(なお、廃棄処分について強く抗議しておいたためか、後日「廃棄した」とした資料の一部が、産業支援センターより提示された。全証券会社分ではないが、3証券会社からの資料が発見されたとして、産業支援センターより資料の写しが提示された)。

マイカル社債の格付け情報について

マイカル社債の格付け推移は資料3のとおりである。

国内系格付け会社であるD社の情報によると、マイカル自体の格付けは平成12年9月6日にA-からBBB+に格下げとなった。またC社の情報では、平成12年8月30日にBBB+からBBB-に格下げとなった。

運用方針のBBB(トリプルB)以上という基準はクリアーしているものの、再度格下げがあれば投資不適格となる状況であった。

外資系の格付け会社A社では、Ba3(投機的な要素を含む格付けで、かつその格付けの中でも下位にある)、B社ではBpi(公開情報による判断だが、環境変化で債務履行能力は不十分となる可能性がある)としていた。

この点については、産業支援センターより、株価は当時300円台であり、500億円の個人投資家向けの社債

が新たに発行されることから、安心感につながり平成12年9月購入に踏み切ったとの回答がなされた。

産業支援センターは、国内の格付け会社が格下げした直後の平成12年9月27日にマイカル社債を購入した。

(問題点3)

格付け会社から「マイカルは格下げの可能性あり」との情報が出されたが、産業支援センターは売却しなかった。

国内格付け会社であるC社が、平成13年1月29日に「マイカルは格下げの可能性はある」との情報を出したが、産業支援センターは、その時点での売却は売却損が約3千万円発生する事、証券会社からは、社債償還のピークは平成14年にあり産業支援センターが平成12年9月に購入した第6回社債は平成13年12月に満期となるため、満期償還を迎える可能性が高いこと等の情報があり、その情報を精度の高いものとして認識するなどして、売却に踏み切らなかった。

その半年後の平成13年7月6日に格付け会社2社がそろって格下げを発表したので売却を試みたが、時すでに遅く売却できなかった。

そして、平成13年9月14日の民事再生法の申請となった。

(問題点4)

県の外郭3団体がそろってマイカル社債の損失を受けることとなった。

県や県の外郭団体はほとんど、最近まで社債の購入による資産運用を行っていなかった。

これは、その会社が倒産した場合、貴重な税金をゼロにしてしまうことを恐れて手を出さなかった、いや、出せなかったものと推察される。

現在でも、社債での運用は銘柄によっては極めてリスクの高いことは何ら変わっていないが、なぜか最近になって県の外郭3団体がそろってマイカル社債を購入し、損失を受けることとなった。

資料 1

財団法人 三重県産業支援センター基本財産等運用方針

平成12年度 4 月 1 日

当財団における基本財産等の運用方針を以下のとおり定める。

- 1 基本財産及び運用財産は、安全確実な方法で元金が確実に回収できるほか、固定資産として常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生じる次のもにより運用する。

基 本 財 産	運 用 財 産
(1) 預貯金 ア 銀行預金 イ 郵便貯金	(1) 預貯金 ア 銀行預金 イ 郵便貯金
(2) 信託 ア 金銭信託 (元本保証付きのものに限る)	(2) 信託 ア 金銭信託 (元本保証付きのものに限る)
(3) 公共債 ア 国債 イ 地方債 ウ 政府関係機関債	(3) 公共債 ア 国債 イ 地方債 ウ 政府関係機関債
	(4) 民間債 ア 金融債 (利付金融債) イ 社債 (普通社債、割引転換社債でない転換社債)
	(5) 外国債 ア 円建て外債
	(6) 受益証券 ア 公共債投資信託

- 2 前項の基本財産等の運用は、次に留意して行うものとする。

- (1) 本運用方針における債券購入については、格付け機関による格付けがBbb以上を原則とする。
- (2) 円建て外債については1ヶ国1億円、その他のもの(預貯金及び公共債を除く。)については1銘柄1億円を概ね限度として、リスクの分散を図るものとする。
- (3) 購入後格付けが低下し、不適格となった場合には、価格動向を見ながら投資適格銘柄への入れ替えに努めるものとする。

基本財産及び長期借入金の運用一覧

H13. 5. 18 (単位 千円)

資料2

(32)平成14年3月12日

三重県公報

第1351号

	運用先金融機関	金額	金利	期間	備考
基本財産の部	銀行 利付国債	150,000	1.7	H12. 1 / 24 ~ 21. 12 / 31	有価証券 6 / 20、12 / 20 (預かり証)
	信用組合	221	0.15	H13. 4 / 23 ~ 16. 4 / 23	定期預金
	証券58 利付国債	13,000	0.8	H12. 3 / 8 ~ 15. 12 / 22	有価証券 6 / 20、12 / 20 (預かり証)
	証券				
	県債	99,800	3.0	H 7. 11 / 24 ~ 17. 11 / 24	有価証券 5 / 24、11 / 24 (銀行)
	県債	99,800	3.0	H 7. 10 / 30 ~ 17. 11 / 25	有価証券 5 / 25、11 / 25 (銀行)
	県債	98,744	1.8	H11. 8 / 19 ~ 21. 8 / 19	有価証券 2 / 25、8 / 25 (銀行)
	県債	99,900	1.8	H12. 1 / 27 ~ 22. 1 / 25	有価証券 2 / 25、8 / 25 (銀行)
	県債	99,900	1.8	H12. 1 / 28 ~ 22. 1 / 28	有価証券 1 / 28、7 / 28 (銀行)
	証券				
	県債	99,900	3.0	H 7. 12 / 20 ~ 17. 12 / 20	有価証券 6 / 20、12 / 20 (銀行)
	建設社債	20,000	2.3	H11. 5 / 14 ~ 14. 5 / 14	有価証券 5 / 14、11 / 14 (預かり証)
	商事社債	29,000	2.0	H11. 5 / 17 ~ 15. 5 / 16	有価証券 5 / 16、11 / 16 (預かり証)
	利付公債	49,975	1.8	H11. 8 / 20 ~ 21. 9 / 21	有価証券 3 / 20、9 / 20 (預かり証)
	証券社債	49,920	1.45	H11. 8 / 6 ~ 15. 7 / 29	有価証券 1 / 29、7 / 29 (預かり証)
県債	51,740	2.0	H11. 8 / 11 ~ 20. 1 / 28	有価証券 1 / 28、7 / 28 (預かり証)	
	基本財産合計	961,900			
投資等	証券 公社債投資	16,000	目標1.4	H13. 5 / 18 ~ 14. 3 / 29	投資有価証券 3 / 29
	証券170利付国債	49,990	0.4	H12. 4 / 6 ~ 14. 3 / 20	有価証券 3 / 20、9 / 20 (預かり証)
	証券				
	マイカル6回社債	99,878	2.4	H12. 9 / 27 ~ 13. 12 / 27	投資有価証券 6 / 27、12 / 27 (銀行)
	証券				
	利付国債	99,950	0.9	H12. 3 / 31 ~ 16. 2 / 20	投資有価証券 6 / 20、8 / 20 (預かり証)
銀行普通預金	172		適時定期に		
証券					
公社債投資	53,010	2.0	H12. 7 / 19 ~ 15. 3 / 20	投資有価証券 7 / 23 (預かり証)	
	投資等合計	319,000			

銀行名については、登録済証により、債券管理している。

預かり証は、債券は証券会社が保有し、機構は、預かり証を保管し、債券管理している。

(株) マイカル社 債 格 付 け の 推 移

	格付け機関 (外資系)		格付け機関 (国内系)	
	A社	B社	C社	D社
平成9年3月11日		BBpi	平成10年 4月1日 A+	
平成11年2月1日	Ba3			A+
平成11年2月10日			BBB+	
平成11年9月10日				A-
平成12年3月1日		Bpi		
平成12年8月30日			BBB-	
平成12年9月6日				BBB
証券(株)より購入 (受渡 平成12年9月27日)				
平成13年1月29日			BBB-	
平成13年7月6日	Ba3 -		平成13年 6月4日 BB-	
平成13年7月31日	B2			
平成13年8月17日				BB
平成13年9月13日		CCpi		
平成13年9月14日	Caal -	D	CC	D
(株)マイカルが東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請				

この記号は、格付け変更の可能性のある重要な事象を生じているというサイン。

マイカル社債の格付けについて、その意味するところは4社それぞれ若干異なるが、次のように要約できよう。

格付けの場合、4社ともAAA (債務履行の確実性が最も高い) からC又はD (債務不履行に陥っている) まで格付けがなされている。

マイカル社債は、産業支援センターが購入時に国内系格付け機関の格付けBBBを参考にして購入したと考えられるため、国内系格付け機関のBランクについて示す。

Bランクは、BBB、BB、Bに区分される。その内容は左記の通りである。

- | | |
|-----|--|
| BBB | 債務履行の確実性は認められるが、上位 (AAA、AA、A) に比べて、将来、債務履行の確実性が低下する可能性がある。 |
| BB | 債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとは言えない。 |
| B | 債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある。 |

マイカル社債について、産業支援センターが購入した時点では国内系格付け機関C社は、BBB-であり、D社はBBBの格付けであった。

C社でつけられている-は、同一格付け内の相対的な位置を示すもので、上位に位置するものに+、下位に位置するものに-で表示され、BBBの下位を意味する。

外資系格付け機関のA社のBa3、B社のBpiについては次の通りである。

A社のBa3は投機的な要素を含むと判断されることを意味する (Baa、Ba、Bのうちの中位である)。

B社のBpiは現在履行能力はあるが、環境変化で不十分となる可能性があることを意味する (BBB、BB、Bのうちの下位である)。

A社でつけられている数字3は、同一格付け内の相対的な位置を示す。

1 = 上位、2 = 中位、3 = 下位で表示され、Baの下位を意味する。

B社のpiは公開情報に基づく格付けを示す。

外資系格付け機関の格付けは、国内系格付け機関の格付けに置き直せば、むしろBに近い格付けになっていた。

は、格付け変更の可能性のある重要な事象が生じていることを示す。

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

1 産業支援センターの貸付事業について

産業支援センター貸付事業について検討した。その結果、一部の貸付について不適切と認めた。産業支援センターの貸付事業は、貸付先の財務内容の面からの検討、設備能力面からの検討がなされねばならない。貸付先の財務内容、新規に導入する設備の能力について検討し、さらに検討過程についても明らかにされねばならない。

財務内容の面からは、多額の債務超過状態となっている企業者への貸付は、当然検討が必要であり、優秀な設備を導入することによって多額の債務超過を解消できるとする確証が得られるまで、検討が必要である。

産業支援センターの貸付手続について、貸付先の財務内容、新規導入設備能力につき検討したが、新規導入設備について、県及び産業支援センターはその能力について客観的な裏付をとらず貸付を行ったと認められ、多額の債務超過状態を改善することの確証が得られなかった。

貸付審査委員会の議事録の提出を求めたが、議事録は作成していないとの回答である。そのため貸付審査の過程は不明であり、さらに議事録を作成していないということは、開催日時、提出案件、審査意見、審査結果等、貸付審査委員会を開催したことの証明とすべきものがないことを意味する。

審査過程について議事録が作成されていない以上、どのような観点から貸付決定に至ったのかを、県や産業支援センターは別の方法でも、県民に明らかにする義務がある。明らかにできない何らかの理由があったのであろうか。

このような貸付時の審査が不明確なままの貸付が、最終的には回収作業を困難にしているといえよう。

民間では、貸付時において返済能力に少しでも疑問がある場合は、貸さないのが常識であり、それでもあえて貸付、それで返済不能となった場合は、担当者やそれを認めた上司は何らかの責任をとるのが常識である。

しかし、県ではめったに責任をとられないことがないためか、今回のような問題事例が数多く見られ、親方銀行であることを思い知らされた。

もし、今回の貸し出しに際し、県及び産業支援センターで貸付先の財務内容や連帯保証人の返済能力の調査などに重大な瑕疵があった場合には担当者やその上司に責任が及ぶという民間のごく常識的なルールが設けられておれば、今回の不良貸付はほとんど生じなかったのではないであろうか。

早急に名目上の責任者を排して、民間と同様に、真に責任をとるべき責任者を定めるべきであろう。

2 債権回収について

債権回収について、監査結果の項で述べたが平成11年度では1回平均618千円、平成12年度では1回平均367千円の回収状況である。

中小企業者等支援資金延滞企業管理表の延滞債権61者のうち、1回当たりの回収金額が少額の貸付先14者のみをみれば、平成10年度から平成12年度までの回収状況は、1回当たりの平均回収実績では、17千円である。

何年間もこのような状態が続けば、延滞債権は、全体では減少していかないのではないか。

三重県の中小企業者等支援資金貸付金債権管理要綱の第6条（繰上償還～6ヶ月以上延滞した場合等に繰上償還させる等の規定）、第7条（法的回収措置～繰上償還通知を行った債権についての抵当権の実行及び強制執行による法的回収等の規定）の規定はある。

上記の回収については、平成11年度までの中小企業設備近代化資金であり、県が直接貸付したものにかるものである。

産業支援センターは、債権回収事務の委託を受けているのみで、上記の債権管理要綱を運用することはできないとされている。

産業支援センターが上記債権管理要綱を運用できないということであれば、県が上記債権管理要綱に基づき、規定通りの運用をすべきであろう。

3 産学官連携技術研究開発助成事業について

(1) 技術研究開発費助成金の支払時期を明確に表示すべきでないか。

技術研究開発費助成金交付決定を助成事業者に通知する際、助成金の請求時期については交付決定通知書に記載されていない。

交付決定通知書には、「なお、助成金の請求時期については、おってご連絡申し上げますのでご承知おきください」とある。

財団法人三重県産業支援センター技術研究開発助成事業実施要領第14条（助成金の支払）には次の通り規

定されている。

第14条 助成事業者は、助成金の概算払又は精算払を受けようとするときは、技術研究開発費助成金概算（精算）払請求書（様式 8 - 1）に技術研究開発費助成対象物件取得明細書（様式 8 - 2）を添えて理事長に提出しなければならない。

助成金を何時請求できるのか、何時支払を受けられるのかは助成事業者にとっては重要な問題である。助成事業者の資金繰りに影響する。

交付決定通知書に請求の時期を明示すべきである。

交付決定後、何ヶ月も産業支援センターより連絡がないことについては、新たに助成を受ける事業者にとっては不安材料となる。

また現状では、概算払ではなく精算払のみによっているが、助成事業者にとっては、資金がないから助成金を申請する事業者もいるのではないのか。

交付決定がなされた以上、技術研究開発の内容が適正なものと認識されたことであり、概算払することは、むしろ望ましいことではないのか。

自己資金が少ない助成事業者は、どのようにして資金を確保するのか資金繰りを考えなければならなくなる。

交付決定に際しては、助成金の請求時期、支払時期等について、十分な話し合いが必要であろうし、助成対象物件を自己資金で購入してのち助成金を申請するといった現状の制度は改善の必要があるのではないのか。

(2) 工業所有権について

技術研究開発費助成金交付決定の段階で、工業所有権等について産業支援センターと助成事業者との間で協議するという文言が初めて記載されてくる（募集案内には記載されていない）。

助成事業者の場合、工業所有権等についての関心は高いと考えられるが、なぜ最初の募集案内に、「工業所有権等の申請に当たっては双方で協議する」旨の文言を入れておかないのか。

工業所有権等について、当初は募集案内に記載がなかったため、当然助成事業者が取得するものと思っていた事業者の事例があるのではないのか。

当初より工業所有権等について募集案内に明示すべきであろう。

なお、工業所有権等取得の際には取得費が必要であるが、取得費だけでなく後年度の維持費も必要である。ある程度の予算を計上する必要があるが、現状では予算計上がなされていない。助成事業者と協議するとしても、予算の裏付のない工業所有権の取得費、維持費について、産業支援センターは事業者と何を協議するのか。

募集案内に工業所有権等について記載することが必要であるし、また交付決定通知書に記載されている以上、予算の裏付が必要となる。

(3) 収益納付について

財団法人三重県産業支援センター技術研究開発助成事業実施要領第19条には次の通り収益納付について規定されている。

第19条 理事長は、企業化状況報告書により、助成事業の完了した日の属する会計年度終了後、助成事業者に助成事業の実施結果の企業化、工業所有権の譲渡又は実施権の設定及びその他の当該助成事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めるときは、交付した助成金の全部又は一部を財団に納付させることができる。

上記の規定に基づき、「平成 年度ベンチャー企業技術開発支援事業に係る企業化状況報告書」（様式10）を提出することとされている。

しかしながら、実施要領第19条は、助成後 5 年間一定の基準で算定した収益が計上された場合、助成金の全部又は一部の実質返納を促す規定である。

助成事業者にとっては、助成金というよりも条件付債務（借入金）というべきものである。現在、上記の企業化状況報告書を提出し、助成金を借入金として決算書の負債の部に計上している法人の事例があるのではないのか。

上記の実施要領第19条の助成事業の実施結果の企業化により収益が生じた場合、総収入から総収入を得るに要した金額を差し引き、さらに控除額（助成事業に係る経費のうち、助成事業者が自己負担によって支出した額の 1 / 5）を差し引くなど、一定の基準により算定した金額を本年度納付額として産業支援センターに納付することとなっているが、このことを考えると、本当に技術研究開発助成事業なのであるのか。

一定の条件に適合した場合には、貸付事業になるのではないのか。

助成事業とはいえない場合があるのではないか。実施要領第19条については、改訂する必要があるはしないか。

収益納付については、産業支援センターだけではなく、農林水産商工部の事業である中小企業経営革新支援対策費補助事業でも認められた。

事業の趣旨からすれば、助成事業、補助事業ではなく、条件付貸付事業であると認識すべきである。

4 マイカル社債について

(1) 資産運用方針（監査結果の問題点1関連）

基本財産等の運用方針については、監査結果の項で述べたが基本財産の運用項目に現在保有している社債についての規定がない。そのため、明らかな運用方針違反である。

規定に定められていないものを、長期間保有してきたことになる。

しかも運用方針の日付をみると、平成12年度4月1日と書かれている。日付の中に度とはどういう事であろうか。基本財産の項に規定がないにもかかわらず、社債を基本財産で運用していることや、理事会の承認を得ていないということを考えあわせると、この運用方針の写しは、包括外部監査のためにあわてて作成したのではないかと疑いたくなる資料である。

(2) 格下げ直後にマイカル社債を購入したことについて（問題点2・3関連）

社債を購入するに際し、格付け情報は有用な情報である。格付け情報の推移を把握することにより、一層有用な情報となろう。

今回のマイカル社債については、たしかに運用方針通りBBBで購入ではあるが、BBB+からBBB-に下がった直後の購入（別紙3のC社格付け）であるということを考えると、格付けの推移を見ていなかったのではないか。

- から+に転じた時には好材料となるが、+から-である。BBB-でありBB以下に格下げとなれば、投資として不適格にならざるを得ないという後がない状況での購入であった。

この状況からすれば、いくら短期間の運用（平成12年9月27日より平成13年12月27日までの運用）とはいえ購入すべきでなかったといえよう。

また、平成13年1月29日に格下げの可能性ありとの情報がなされたが、その際に売却損を覚悟で売却しておれば、現時点よりは損害は少なくてすんだのではないかと考えられる。

以上を総合すれば、マイカル社債については管理者としての注意義務を全うしたとはいえないといえる。

証券会社のパンフレットには、よくこんな文章が小さな文字で印刷されている。

「運用の最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします」。

(3) 産業支援センターにおけるマイカル社債保有に対する三重県の管理等について（問題点4関連）

マイカル社債を購入した県の外郭3団体のうちのひとつである財団法人三重県農林水産支援センターを所管する農林水産商工部内の農林水産経営企画課担い手対策室において、「県出資法人資産運用研修会の概要（平成11年7月22日開催）」と題した文書が発見された。

それによると、この研修会は平成11年7月22日に県が県出資法人（いわゆる外郭団体）によびかけ、今後の資産運用について指導を行うため開催したものであり、資産運用についての三重県の姿勢が記載されていた。

すなわち、その研修会において県幹部は、「公共団体は財政事情が厳しいので助成が難しい。商品が多様化してきたので、運用の幅は広がってきている。

危険負担は、それぞれの法人が対応しなければならない。

今までは定期等の安全なものに逃げていたが、運用の仕方大きく差がつく。

1%未満の法人は、まず1%の運用率を目指すこと。分散して運用すること。

それぞれの運用を責任を持って、自分の勉強として取り組むこと」と発言しており、資産運用について、県より県出資法人に督促したと認められる文書である。

県出資法人に対し、自己責任において資産運用に励むよう強く督促した姿勢が伺える。

その結果が、今回のマイカル社債につながっているといえよう。

マイカル社債を購入した3団体は、格付けの推移、格付けの意味するところもわからず、県の指導に従い購入に走ったのではないか。

県は、資産運用についての危機管理の枠組みを示すことなく、自己責任において資産運用を図るよう県出資法人に督促したといえる。

従来の「安全なもの」から「ゼロになる可能性があるもの」に方針を転換したことを証明する文書である。

そのため、マイカル社債の損失については、三重県にも大きな責任があるといえよう。

もちろん背景には、基金の果実だけでは事業運営が成り立っていないという外郭団体の現実があるのである。

ところで、産業支援センターに対し平成11年7月22日に開催された県出資法人役員研修会（資産運用研修会）の研修会への出席者の復命書を提出するよう要請したところ、産業支援センターは、平成13年12月20日にその文書は「ない」と回答してきた。事務所の火災などが起きないかぎり、このような重要な研修会の復命書が「ない」とは考えられないため、それを公開すると県または産業支援センターに極めて都合の悪いことになる、推測せざるを得ない。

情報公開請求手続をとらないと開示しないのであろうか。

なお今回、マイカル社債を購入した県の外郭3団体は、農林水産商工部所管の産業支援センター、財団法人三重産業振興センター、財団法人三重県農林水産支援センターである。3団体とも農林水産商工部の所管であり、設立後新しい団体である。

こうなったのは全くの偶然であろうか。

(4) 今後の対応について

平成13年10月19日付で「農林水産商工部が所管する県出資法人における資金運用について（通知）」が出された。より慎重な取扱いを図る目的で、次のような原則が記載されている。

複数の格付け機関による格付けが、A以上を取得している社債を原則とする。

なお、購入後、格付けが低下し投資不適格となった場合には、価格動向を見ながら、投資適格銘柄への入れ替えに努める。

しかしこれでは不十分である。

今回の失敗が何ら生かされていないのではないかと。即ち、今回マイカル社債の損失を受けることとなった直接の原因は、格付けの低い会社の社債を購入したからではなく、購入時にマイカル社債の格付けの推移（購入数年前から格付けが次第に低下していたこと）の確認を怠ったことによるものではないであろうか。

しかし、新たな通知では、格付けランクのアップと、購入後の対応を指導しているのみである。

ところで、問題は、いかに低金利時代で資産運用が苦しいとはいえ、このような銘柄によっては極めてリスクの高い社債を、素人集団が購入することにある。

社債を購入する以上、県がどのような指示、指導を行おうとも、貴重な税金で投機をすることには変わりがない。

今回のマイカル社債による損失はまだ確定していないが、仮に何億円という損失額であっても、「担当者は注意義務を果たしているので一連の対応に問題はない」として処理されるようである。即ち、このような場合でも、県は民間と違ってその責任を誰もとらなくてよいようである。これではまじめに税金を納めている県民はおさまらないし、再度同様のことが起こりかねない。

もし、今回の事件のような場合であっても、誰も責任は問わないということを今後も続けていくのであれば、社債の資産運用はすべて即刻やめるべきである。

追記1 監査に対する職員の対応の悪さについて

監査の結果の項でも述べたが、マイカル社債購入に際しての各証券会社からの推奨資料の提示を求めたが、産業支援センター幹部は「廃棄したと思う、残っていません、もうありません」という回答であり、なぜマイカル社債を選んで購入したのかを立証することができなかった。

後日、「廃棄した」とされた各証券会社の資料のうち、3証券会社の推奨資料の写しの提示を受けたが、管理者として注意義務を怠った行為である。

「廃棄」したとは紛失したとは意味が違う。ある意図をもって文書を消却することである。つい最近の資料の提出依頼に対して、何ら調べることなく、廃棄したとの回答は悪意ある対応といわざるを得ない。

さらに産業支援センターのマイカル社債の監査の過程で、産業支援センターの陳述がこころ変わり、昨日白であると言ったことが、今日は黒と言った具合で信用できず、監査を実施する事ができない事態になった。

担当者より外部監査人及び補助者2名（弁護士、公認会計士）計3名が事情聴取した事項を、後日になると先日はそのようなことは言っていないと異なる陳述を、その担当者が外部監査人及び同じ補助者2名の前で行った。前述の研修会の復命書が「ない」との件、同じく証券会社からの推奨資料の「廃棄」の件なども勘案すると監

査拒否に近い対応であったので、一時期監査打ち切りを宣言せざるを得ない状況であったことを記録しておく。

追記2 指摘に対する回答について

産業支援センターを貸付窓口とする小規模企業者等設備資金については、従業員が5人以上の場合は、県の承認を得ることが条件となっている。ところが、貸付事例を調査したところ、県がその承認の手續に要した日時が1日と極端に短かったため、不自然さを感じ指摘したところ、県は次のような回答を行ってきた。

『県は産業支援センターから特認の申請文書を受け入れてから起案し、承認し、承認文書を産業支援センターに提出するまでには1時間もあれば十分である。従って産業支援センターが同日付で貸付審査会を開催して、同日付で貸付審査委員長名で理事長への結果報告をするのは当然である』。

今までは、県の決裁や判断が示されるまでとかく時間がかかると感じるのが一般県民の常識であったが、1時間もあれば十分であるとか、一連の処理を1日で済ませるのが当然であると公言しており、非常に心強いものを感じる。

聞くとところによると、県の手続としては、受付担当職員が申請文書を受付、承認の担当職員が申請理由を理解した上で起案文書を作成し、その文書を少なくとも主査・主幹・副参事・課長・次長・部長へ持ち回り、各人にその内容を説明した後に決裁（認印）を受けその後、担当職員が承認文書を作成し、さらにその文書に公印を管理している職員が部長印などを押して終了するとのことである。この一連の行為を1時間もあれば十分である、また産業支援センターがその日のうちに理事長へ結果報告するのは当然であるとは不自然ではないか。決裁にかかわる全職員がいつも自席にいるとは限らないのではないか。

県が行っている許認可などは、すべて1時間以内で処理をしているといわれるのであれば、納得するが。

ベンチャー企業支援事業の提案

新産業創造資金について、その融資決定事業をみると、その多くは企業本来の仕事の延長線上にある改善、改良であると認められるものであった。これは、ベンチャー企業などの多くが、融資を受けたくとも受けられない事情があるためと思われる。

また融資する県の側にも、すぐに回収不能になるかもしれないような企業や事業に対して貸し出すことはできないといった事情がある。従ってこのようなミスマッチがある以上、今後よりPRにつとめ、融資を希望するベンチャー企業は増加しても、実際に融資が認められる企業の増加は期待できないのではないだろうか。

通常、ベンチャー企業がその立ち上げ時に必要としているものは

事務所や工場の建物、事務機器や機械設備、運営資金、人材、
などであるが、県ではこのうち、事務所、工場、事務機器を無料で貸し出してはどうであろうか。そうすれば県は資金の回収不能といったことは一切なくなり、税金の有効活用を図ることができる。また当然、企業側のメリットも大きいことから、多くのベンチャー企業の創設が期待できるのではないだろうか。

但し、貸し出しにあたっては、企業の実態に即した思い切った対応が不可欠となる。

例えば、

事務所や工場はだれでも借りたいと思うような交通の便の良いところへ設置し、多くの来客があっても対応できる広い駐車場も併せて設置する。

事務所や工場には、事業を行っていく上で必要となる一般事務機器などをあらかじめ備えておく。

入居審査は甘くし、出来るだけ多くのベンチャー企業に入居の機会を与える一方で、半年ごとに行う入居延長のための実績審査は厳しくし、企業のやる気を鼓舞する。

入居を希望する企業があれば、年度途中であっても入居させる。満室の場合は簡易プレハブの事業所等をレンタルするなどして、企業の都合（融資決定時期や従業員採用時期など）に合わせた弾力的な運用を図る。

なお、その設置場所としては、入居者の交通の便に配慮して、人口の多い地域に数ヶ所設けることが望ましいが、まずは県内各地と放射線状に主要幹線道で結ばれている津市にある三重産業振興センター（メッセウイングみえ）の隣接地に設置し、メッセの職員が管理運営を行えば、展示施設、会議室、食堂などの利用も期待でき、企業側のメリットも大きい。

電子県庁化による事務の効率化と行政コストの削減について

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法252条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

- ・三重県庁における職員 1 人 1 台パソコン、関連設備についての契約事務及び運用状況
- ・文書管理改善事業費
- ・電算機運用管理費
- ・OA 化推進費
- ・システム調整関係費
- ・上記に加え財務会計システム及び関連する制度について

(2) 主な監査対象部署

地域振興部情報政策課・出納局財務会計課

(3) 外部監査対象期間

平成11年度及び平成12年度

3 事件を選定した理由

三重県庁における 1 人 1 台パソコン及びその関連設備（ネットワーク機器・サーバ・ソフトウェア等以下関連設備等という）が事務の効率化に寄与しているかどうか、また当該機器の購入メンテナンス等の手続が適法かつ合理的に執行されているかの確認を目的に選定した。

4 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ・パソコン及びその関連設備等について合理的に予算執行されているか。
- ・パソコン及びその関連設備等が効率的に運用され、事務の効率化及び行政コストの削減に寄与しているか。

(2) 主な監査手続

- ・主たる業務である文書管理改善事業費（平成 8 年度から平成12年度までの合計2,799,988千円）について情報政策課及び文書業務を所管する政策評価推進課、出納業務を所管する出納局財務会計課へ、事業の目的・内容・他の事業との関連について質問した。
- ・利用状況を検証するため平成13年 4 月から平成13年11月までの期間、それぞれのネットワークにおいて稼働しているサーバが作成する様々なログファイルを抽出し、事務効率にどのように寄与したかを検証した。
- ・パソコンのエンドユーザとして任意に選定した課において、現地視察及び資料の分析を行った。

5 外部監査実施期間

平成13年10月 1 日から平成14年 1 月31日まで

第 2 外部監査の結果

1 パソコンの導入状況

三重県におけるパソコンの購入実績に関しては以下のとおり平成 8 年からスタートしている。

パソコン購入実績

年度	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	合 計
台数	160台	760台	1,154台	813台	2,096台	4,983台
金額	32,786千円	122,430千円	244,553千円	160,479千円	599,354千円	1,159,602千円

(上記金額に関しては、パソコン・サーバ等備品購入費に限定した決算金額である。)

平成12年度において総合計4,983台となり、この時点で 1 人 1 台パソコンの環境が整備され稼働開始可能な状況にいたっている。外部監査人が調査を行った時点（平成13年 9 月現在）では外部局の一部を除く5,815人（総ID交付数）に対し、他の事業で購入したパソコンも含めると 1 人 1 台のパソコンが配布完了の状況となっていた。

これらの費用に関しては総合文書管理事業費として予算立てが行われており、上記パソコン等購入費のほか、ソフトウェア開発費用並びに委託費（いわゆるランニング費用）など以下の金額が投入されている。

その他の付随費用

(単位：千円)

内 容	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	合 計
L A N工事	0	78,715	142,711	257,209	189,191	667,826
ソフト開発	8,833	11,517	21,406	50,198	46,401	138,355
修 繕 費	0	294	1,826	16,224	19,178	37,522
通 信 費	0	176	15,191	105,644	209,277	330,288

委託費	4,060	5,200	54,114	112,147	248,083	423,604
賃借料	1,446	2,414	2,522	2,553	2,691	11,626
その他	901	2,796	9,012	8,629	9,827	31,165
合計	15,240	101,112	246,782	552,604	724,648	1,640,386

平成8年より平成12年までの機器を含めたすべての事業費は総額2,799,988千円となっている。これらの整備によって各職員のパソコンはサーバ&クライアントとしてLAN（ローカルエリアネットワーク）による接続がなされている。なお、これらのネットワークを通して、電子メール・総合グループウェア・電子決裁システムや財務・税務の基幹システムが提供されている。各職員は、パソコン端末から各業務のサーバに職員IDとパスワードを使用してアクセスするシステムとなっている。

この中で特に今後整備される電子文書保存を含めた文書管理システムの中核とされる電子決裁システムについて検証を行うこととした。

2 電子決裁システムの利用状況

利用状況については電子決裁システムのサーバの作成するログファイル（注1）を分析することによって検証することとした。各サーバはそのつながったパソコンから指示を受けるとその内容によってさまざまな記録を作成する。これらは、サーバが稼動している限り機械的に記録を取るので分析を行うと過去の稼動状況を把握することができるものである。ログファイルは単なる数字の羅列である為、データベース化し各項目について集計を行った。提供を受けたログファイルは平成13年4月1日より平成13年11月29日までのデータである。これらの業務をこなすサーバは15台、その内ログファイルを作成するサーバは10台、各課を組み合わせで分散処理がなされていた。ファイルの記録総数658,276件（うちテスト作業で使用されたTESTの刻印のある16,345件は除外した）。ファイルの記録総数の内サーバを呼び出した時に記録されるログイン（注2）のものを拾い出し集計をとった。電子決裁利用者として各職員に発行された職員IDの数は5,815件（平成13年11月現在）である。但し、単独地域機関等の一部についてはネットワークの負荷の関係で電子決裁システムの利用がしにくいものがある。このIDを除くと4,542件となる。このうち指定期間内にログインされた職員ID数は3,615件、残りの927件に関しては一度のアクセスも無かったということになる。一度もシステムに入ったことの無いユーザーが全体に占める割合は20.4%にもなる。さらにアクセス数の少ないものについて言及すると以下の表の通りである。表では指定期間内に電子決裁のシステムを呼び出した回数に対応した下段の数値がIDの数すなわち職員数ということになる。

（注1）ログファイル：コンピューターが作業した記録。

（注2）ログイン：コンピューターを呼び出すこと。

少ないアクセス回数の人数（10回以下のもの）

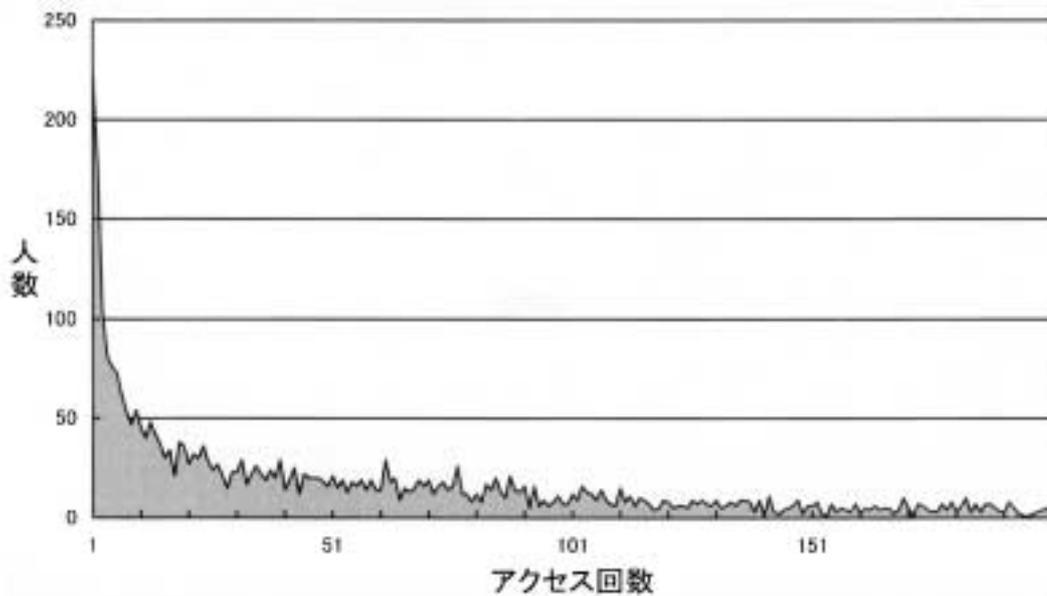
回数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回
人数	927	224	117	104	81	76	73	62	53	47	54

この表からいくと0回から10回までしかシステムを利用していない職員IDの所有者が1,878件となり、全体の4,542件に対しては、41%を超える割合となる。

この数字から判断する限り8ヶ月で10回以下、すなわち20日に1回以下しか電子決裁システムを利用しないユーザーが半分存在することになる。起案や決裁・承認といった作業は頻繁に行われていることなので、この結果利用率はかなり悪いことがわかる。それでは県庁全体ではどのようになっているのか、ログを解析した結果をグラフにすると以下のようなになる。グラフの左が回数の少ない人数なのでこれを見ると一目瞭然である。この電子決裁システムについては県庁全体でいかに利用されていないかが良くわかる。

アクセス回数別職員数のグラフ

(期間：平成13年4月1日～平成13年11月29日)



： 0 回 の 人 数 を 記 載 す る と グ ラ フ が 見 に く く な る 為 、 こ の グ ラ フ は 1 度 も ア ク セ ス し な か っ た 人 数 は グ ラ フ に 記 入 し て い な い 。

3 電子決裁システムサーバの業務内容の分析

次にサーバが残した記録を元にサーバが呼び出された業務についてみていきたい。以下に掲げる表がその内容である。

サーバ内業務集計表

サーバ作業	A 課	B 課	C 課	D 課	E 課	F 課	G 課	～	全体
ログイン	1671	64	984	237	8204	23	8836	～	275179
引き上げ	0	0	1	0	1	0	0	～	199
引き戻し	22	0	16	0	79	0	124	～	3019
回議開始	89	2	57	2	165	0	10	～	3112
起案廃止	18	0	63	1	128	0	218	～	5378
供覧・後閲確認	57	4	12	0	514	0	316	～	13622
供覧開始	6	3	6	0	28	0	34	～	949
決 裁	625	4	44	2	1979	0	3319	～	69373
差し戻し	7	0	2	0	7	0	18	～	831
財務・運用	0	0	0	0	0	0	0	～	1
財務・歳外	0	0	0	0	1	0	0	～	19
財務・歳出	1	0	0	0	0	0	0	～	9
財務・歳入	0	0	0	0	0	0	0	～	4
財務・照会	0	0	0	0	0	0	0	～	2
財務・相手	0	0	0	0	0	0	0	～	2
財務・調達	0	0	0	0	94	0	0	～	148
財務・物品	0	0	0	0	0	0	0	～	22
財務・編成	0	0	0	0	0	0	0	～	1
財務・予算	0	0	0	0	28	0	0	～	44
財務・旅費	563	2	9	1	1999	1	3738	～	78185
施 行	574	1	40	1	1775	0	3283	～	63468
紙決裁・作成	23	0	274	324	111	0	1	～	6114
紙決裁・登録	0	0	74	0	23	0	0	～	2194
承 認	268	0	148	7	654	0	6824	～	117567
代理決裁	0	0	0	0	131	0	103	～	2476
代理承認	0	0	0	0	5	0	0	～	13

この表の全体の欄が県庁全体の動きである。少し説明を加えるならば、承認の数117,567件と数が多いよう

に見えるが実際の手順の流れは大きく

「回議開始」	「承認（複数ある場合有り）」	「決裁」	「施行」
「財務文書受取」	「承認（複数ある場合有り）」	「決裁」	「施行」

の二種類の流れとなる。このうち の「財務文書受取」については後述する。この流れの中の最初すなわち「回議開始」の数が電子決裁システムの文書の流れの最初の入り口となる。この数を見ると3,112件しかない。4月から11月まで8ヶ月でこの件数は少なすぎる。

当初このシステムの設計の段階では年間227,340件の文書を管理する容量で設計されている。この数値からもほとんど利用されていないことがわかる。また、前記の表で、「A課」から「G課」については課毎にも口グが集計できるためサンプルとして集計してみたものである。課によって随分異なった結果になっている。「県庁全体」で電子化に取り組んでいるということであるが、実際には統一した運用がなされていない。人数の関係もあるが「E課」・「G課」などは比較利用されているほうであるが、一方では「B課」・「D課」はほとんど利用されていない、また「F課」に至っては「回議開始」が「0」、すなわち一度も文書管理システムを利用していない課も存在する。そこで、各課での対応状況を見えるために任意の数課を実際に訪れこれらの取り組み並びに運用状況を確認した。すると、「電子決裁システムに関する文書の取扱要綱」なるものが配布されていることがわかった。それによると

第2条 文書の起案及び供覧は、電子決裁システムにより行うものとする。ただし、次に掲げるものについては、当分の間電子決裁システムによらないものとする。

公印の押印を必要とするもの

紙等の添付書類があるもの

起案文書が重要若しくは異例なもの又は秘密の扱いを要するもので、起案者又は内容を説明できる者が持ち回って回議する必要のあるもの

起案文書で特に機密の扱いを要し、その機密を保全するため必要な外装を用いなければならないもの

その他電子決裁として不適切な添付ファイルがあるもの

この中で や にあるように添付書類のあるものとあるが、実は県庁の中の書類はほとんどの場合添付書類がついて回る。例えば、事務用品を購入した場合でも業者の請求書がある場合にはこの「添付書類」に該当することになる、つまりほとんどすべての起案がこの「取扱要綱」では「電子決裁できない」起案となってしまうのである。

従って、従前同様に紙決裁が行われることになり、については上記数値が示すように「電子決裁システム」は使用されないシステムとなっている。このことは、前記第2条のただし書きが実は例外ではなく通常の取扱であることを示唆している。このような観点から実務段階では「回議開始」が「0」となって現れているものと思われるのである。

4 「旅費サブシステム」からの電子決裁

次にわれわれは、財務のサブシステムである「旅費システム」から電子決裁に回送されるデータ（前述した「財務文書受取」の流れである）についての検証を行った。

以下に示す表はその内容である。

旅費データの電子決裁処理割合

課	旅費	決裁	割合	課	旅費	決裁	割合	課	旅費	決裁	割合
1	709	306	43.16	2	505	290	57.43	3	270	73	27.04
4	679	67	9.87	5	1361	509	37.40	6	384	5	1.30
7	264	2	0.76	8	336	295	87.80	9	696	44	6.32
10	950	574	60.42	11	840	823	97.98	12	672	687	102.23
13	694	380	54.76	14	910	3	0.33	15	1569	4	0.25
16	2384	377	15.81	17	605	2	0.33	18	1475	1819	123.32
19	497	44	8.85	20	198	1	0.51	21	542	3	0.55
22	210	19	9.05	23	511	520	101.76	24	1956	1999	102.20
25	89	93	104.49	26	488	400	81.97	27	700	2	0.29
28	1134	1779	156.88	29	683	677	99.12	30	742	556	74.93
31	558	320	57.35	32	1047	1051	100.38	33	727	743	102.20
34	645	414	64.19	35	3493	3738	107.01	36	228	116	50.88
37	227	1	0.44	38	55	2	3.64	39	235	179	76.71
40	200	235	117.50	41	83	7	8.43	42	118	12	10.17
43	190	1	0.53	44	672	563	83.78	45	97	2	2.06

46	611	2	0.33	47	126	1	0.79	48	252	17	6.75
49	153	4	2.61	50	132	21	15.91	51	1224	456	37.25
52	1755	176	10.03	53	3100	2047	66.03	54	1405	8	0.57
55	3476	2945	84.72	56	1633	188	11.51	57	3717	1	0.03
58	1947	1106	56.81	59	1476	1035	70.12	60	1214	876	72.16
61	514	5	0.97	62	276	9	3.26	63	615	4	0.65
64	363	7	1.93	65	348	6	1.72	66	432	433	100.23
67	98	15	15.31	68	879	791	89.99	69	666	77	11.56
70	158	1	0.63	71	2073	84	4.05	72	1013	4	0.39
73	1464	1381	94.33	74	1611	1916	118.93	75	1033	407	39.40
76	787	359	45.62	77	944	143	15.15	78	1151	201	17.46
79	329	173	52.58	80	603	141	23.38	81	1992	2152	108.03
82	3188	1	0.03	83	4746	1731	36.47	84	3703	38	1.03
85	3850	3692	95.90	86	5920	6	0.10	87	3066	3343	109.03
88	1548	189	12.21	89	2255	1220	54.10	90	607	59	9.72
91	859	903	105.12	92	886	28	3.16	93	1964	1	0.05
94	409	3	0.73	95	1184	57	4.81	96	607	240	39.54
97	800	2	0.25	98	522	496	95.02	99	572	553	96.68
100	606	465	76.73	101	357	335	93.84	102	493	384	77.89
103	864	950	109.95	104	400	420	105.00	105	407	21	5.16
106	737	213	28.90	107	562	131	23.31	108	489	452	92.43
109	402	170	42.29	110	443	104	23.48	111	1634	113	6.92
112	679	27	3.98	113	5242	4949	94.41	114	3538	3	0.08
115	2333	2038	87.36	116	5221	79	1.51	117	4743	3702	78.05
118	4512	323	7.16	119	4614	32	0.69	120	4506	4063	90.17
121	3321	111	3.34	122	768	1	0.13	123	633	185	29.23
124	178	158	88.76	125	303	2	0.66	126	696	3	0.43
127	269	233	86.62	128	356	15	4.21	129	442	37	8.37
130	433	24	5.54	131	721	1	0.14	132	461	8	1.74
133	220	151	68.64	134	419	447	106.68	135	670	817	121.94
136	1859	575	30.93	137	1177	1062	90.23	138	1281	685	53.47
139	1265	487	38.50	140	668	31	4.64	141	632	3	0.47
142	333	403	121.25	143	730	61	8.36	144	1897	277	14.60
145	1623	1696	104.50	146	264	1	0.38	147	192	22	11.46
148	439	8	1.82	149	1690	2058	121.78	150	432	158	36.57
合計									205010	78185	38.1

これらの表を見る限りにおいて旅費の財務システムで発生したデータ205,010件、このうち単独地域機関等でネットワークの負荷の関係で利用しにくいと思われるもの29,972件を除いた175,038件について電子決裁に回されたデータは78,185件となっている。トータルでは44.6%となる。このことからせっかく電子的にやり取りされるデータのうち約4割しか電子決裁に回されたものはなく、残りの6割についてはわざわざペーパーに出して印鑑による決裁を行っていることになる。さらにこの点についてのヒアリング調査によると、旅費の決裁についてはいわゆる「取扱要綱」に述べるような「添付書類」はなく本来電子決裁を受けるべきものに該当する。従って、これに関しては明らかに「取扱要綱」を守っていないことになる。この点に関してのヒアリング調査によると

1. 旅費システムの初期状態が不安定であった。
2. 最終的に三重県公文書整理保存規定により紙による保存が義務付けされているのでどちらで出しても同じである。
3. 電子決裁システム自体が試行システムであるという認識がある。
4. 電子決裁の徹底がなされていない。

などの意見が寄せられたが、どの点も言い訳にしかっていない。前記データを見る限りにおいてはそれなりに努力の跡がみられる課もある。すなわち、100%近く旅費決裁を電子決裁にて行っている課も存在する(旅費のデータから回されるデータはシステムが異なるので完全には一致しない。従って100%を超える課も存在する)。

この点は何を示すのか。利用している課は「旅費システム」は電子決裁しか認められていないと思い、不便な点などを考慮してでも利用している、利用していない課は数回利用してみて実務効率が悪いので利用してい

ないとのことである。問題は、このように課によって独自で利用するしないを判断して仕事を行っている点である。利用したくなければほとんど利用しない。利用している課は苦勞しながらも何とか利用している。なぜ部課単位でこれほどまで異なった取扱が許されるのであろうか。情報政策課としても、これらの利用状況を正確につかみ利用の促進、またシステムの改良を進んで行ってゆくべきである。パソコンやソフトを導入するだけがこれらの事業ではなくこれらのシステムを利用して事務の効率化を促進するところまでがこれらの事業であり、現状を見る限りにおいて利用がなされていないまま放置された状態であるといえる。前述の利用率の悪さ並びに課によってまちまちの対応については、情報政策課全体で対応してゆかなければ決して解決はできないものである。

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

県庁にとって、パソコンのネットワークを利用したシステムについては積極的に取り組んでいかなければならない課題であり、電子化あるいは情報化が事務処理の効率化にとって必要であることは言うまでもない。しかし現在県庁内部でおこなわれているIT化は「県庁には高額なコンピューターとソフトウェアはあるが、IT戦略が無い。」と言うことに尽きる。以下具体的に記述する。

1 電子決裁の利用率の停滞

まず、電子決裁システムの利用率の低さである。この点に関しては確かに導入時点でのシステムの不安定な点などやむをえない事情も存在する。しかしながら、現在の運用状況を調査してみると、前述の「取扱要綱」で、電子決裁を利用しない例外項目を増やし、利用方法に関して当初から「添付書類の取扱」について判っていることなのに何の対応も考慮されていない。添付書類を別添とするなり、添付書類も含めた電子化を行うなり、導入当初から詰めておくべきであろう。

また、システムの不具合に関しても、導入当初はどのようなシステムでも存在する。

これらをその運用する中で、プログラムの修正・ネットワークの調整など使用に耐えうるシステムに調整し、運用状況を変えて使いやすいシステムを作っていくいわゆる「使い込んでいく」のが通常の方法であろう。

しかしながら、前述の数字を見る限りにおいてほぼ半数に近い職員がパソコンによる電子決裁システムの利用を拒絶しているような現状では、よりよいシステムに作り替えて行くことなどとも出来ない状況であろう。

また、パソコンに代表される情報通信機器は機械の進歩が著しい分野である。平成8年製のパソコンが160台・平成9年製のパソコンが760台存在する。これらは、当年中にも使用に耐えられないパソコンとなり更新を迫られる。より迅速により効率的に使用する努力を怠れば、本来の目標を達成しないまま事務機器が陳腐化してしまうのである。

この事は、結果的に無駄遣いとなりコストパフォーマンスの欠如を物語るものである。

2 人材の欠如

次に県の立場としてこれらのシステムを構築し正しく運用できる人材の欠如が挙げられる。以下にログファイルの一部を掲げる。電子決裁システムの承認並びに決裁についても調査を行うべく検討に入ったが、このログファイルは起案者・承認者・決裁者のIDがすべて同じになっている。つまり、起案者・承認者・決裁者が同一人物ということになる。このような事はありえず、システム上重要な問題である。このログファイルの表示では決裁者・承認者の把握はできず、サーバに対し1件ずつ個別に問い合わせをするしか方法はないとのことである。電子決裁において誰が承認し、決裁したのか迅速に判らないようなシステムは問題があるといえるのではないだろうか。また、何度も述べるが紙決裁と電子決裁が双方存在する現在のシステムでは紙決裁の書類がワープロによって偽造などされた場合に、これらのログファイルで解析を行い迅速に責任の所在を明らかにすることが出来ないことになる。更に、問題はこのような監査の資料となりうるようなログファイルをサーバが作成しないようにこれらを調べるのには複雑な専門の知識が必要で、県職員ではその対応が不可能な点にある。パソコン等のシステム運用業務をすべて民間の業者に任せているという事であるが、前述したような場合に、これらの事実を把握するためには、システム全体を把握している人材が県職員に必要であることを意味する。通常アウトソーシングでパソコン等の委託を外部に行うことはよくあることである。しかしながら、少なくともシステムがどのように作業を行い、どのようなファイルを作るのかを理解し把握しておくことは県のセキュリティーの上からも必要なことであろう。このことは即ち、県としてもシステムエンジニアと対等に話が出来る人材を育てる必要があるということである。外部に委託し、責任の所在をすべて業者に押し付けるやり方は改めるべきことである。

ログファイルのサンプル

月	日	時間	所属	ID	仕事	文書番号
7	27	8:48:14	91130	700921051	財務文書受取(旅費)	91130000582

7	30	9:12:17	91130	700921051	承認	91130000582
7	30	10:47:38	91130	700921051	承認	91130000582
7	31	8:55:57	91130	700921051	決裁	91130000582
7	31	9:01:25	91130	700921051	施行	91130000582
7	27	9:01:52	91130	700791079	財務文書受取 (旅費)	91130000583
7	30	9:33:17	91130	700791079	承認	91130000583
7	30	10:52:35	91130	700791079	承認	91130000583
7	31	8:56:22	91130	700791079	決裁	91130000583

3 セキュリティ対策

最後にセキュリティ対策であるが、会計規則では出納長の審査事務を各課の出納員に委任し個々の支出時の出納審査を出納員にまかせている。支払いに関しては、各課に1枚ずつIDカードを配布しこのIDカードを通して支払いのシステムを起動し支払データを入力すれば、後は支払いが完了されるのである。このカードは各課ごとに1カードとなっており、また財務専用のパソコンからしか操作できないようなシステムとなっている。つまり、IDカードとパスワードがキーとなっており、決裁や審査など人的チェックがなければ1人の担当者で支払業務ができることになる。

電子決裁システムが機能しているとするならば支払いに関して一担当者に任せても単なる支払業務として処理できるかもしれないが、紙決裁と電子決裁が双方混在する状況下では現場を混乱させセキュリティの甘さを具現化してしまい、システムとして内部牽制が機能していない可能性がある。つまり、誤謬及び不正を犯したり、それを隠蔽したりする機会をなくすための職務の分離、取引の承認・取引の記録を行う責任を異なる担当者に割り当てる事が十分なされていない。支払いに関してはIDカードを2枚以上通さないと出来ないようにするなど、何らかの対策を講じる必要がある。

利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成14年3月1日、津医療生協労働組合及び三重県医療労働組合連合会から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成14年3月12日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

1 事件

- (1) 医療保険制度の大改悪反対
- (2) 賃金の大幅引き上げと雇用の確保、企業内最低賃金の引き上げと協定締結
- (3) 看護現場の実態改善と移行教育の早期実現、200万人以上の看護体制確立
- (4) その他

2 日時

平成14年3月14日午前零時以降要求実現まで

3 場所

- (1) 津市白塚町口起3568 - 4
白塚診療所の組合員が従事する職場
- (2) 津市高茶屋5丁目11 - 48
高茶屋診療所の組合員が従事する職場
- (3) 津市船頭町1721
津生協病院の組合員が従事する職場
- (4) 津市船頭町3453
津生協病院附属診療所、ふれあいポート及び在宅介護支援センターの組合員が従事する職場
- (5) 津市柳山津興1535 - 34
津医療生協本部及び三重民医連の組合員が従事する職場

4 概要

あらゆる形の争議行為

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第21条第6項の規定により、平成14年1月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表します。

平成14年3月12日

三重県知事 北川正恭

製造事業所等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要											備考
				粗タンパク質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	水分	DCP	TDN	ME	その他	
瀬古製粉株式会社 本社工場 四日市市羽津町21-21	同左	専管ふすま	14.1	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	kcal/kg	
内外製粉株式会社 川越工場 三重郡川越町大字亀崎新田77-41	同左	ふすま	14.1	15.00	3.50	8.93	4.71	-	-	11.83					
平和製粉株式会社 本社工場 津市白塚町5009	同左	二種混合飼料	14.1	8.23	3.93	1.69	1.38	-	-	14.23					
ミエハク工業株式会社 本社工場 津市一身田中野78-1	同左	皮付圧べん	14.1	10.84	2.15	3.02	1.95	-	-	12.00					
同上	同上	皮むき圧べん	14.1	10.73	2.13	2.64	1.95	-	-	11.95					

(注) 試験結果の概要の欄のなかに個別項目別の試験結果を示し、違反が認められた場合には備考欄にその内容を示す。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営畜産経営環境整備事業鈴亀地区北在家換地区の換地処分を行いました。

平成14年3月12日

三重県知事 北川正恭

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成14年3月12日

三重県知事 北川正恭

- 1 国土調査を行った者の名称
熊野市
- 2 国土調査を行った期間
平成12年6月から平成14年2月まで
- 3 成果の名称
熊野市磯崎の一部の地籍図及び地籍簿
- 4 国土調査を行った地域
熊野市磯崎

- 5 認証年月日
平成14年3月12日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成14年3月12日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 国土調査を行った者の名称
三重郡朝日町
- 2 国土調査を行った期間
平成8年9月から平成10年3月まで
- 3 成果の名称
三重郡朝日町北柿新田の地籍図及び地籍簿
- 4 国土調査を行った地域
三重郡朝日町大字柿
- 5 認証年月日
平成14年3月12日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成14年3月12日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 国土調査を行った者の名称
三重郡朝日町
- 2 国土調査を行った期間
平成11年7月から平成12年3月まで
- 3 成果の名称
三重郡朝日町南柿新田の地籍図及び地籍簿
- 4 国土調査を行った地域
三重郡朝日町大字柿
- 5 認証年月日
平成14年3月12日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成14年3月12日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 国土調査を行った者の名称
志摩郡阿児町
- 2 国土調査を行った期間
平成11年5月から平成13年3月まで
- 3 成果の名称
志摩郡阿児町甲賀区域の地籍図及び地籍簿
- 4 国土調査を行った地域
阿児町大字甲賀
- 5 認証年月日
平成14年3月12日

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成14年3月12日

三重県知事 北 川 正 恭

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
総合文書管理システム支援委託業務（ヘルプデスク、サーバ管理及び、ネットワーク運用支援）
- (2) 委託業務履行場所
三重県庁
県内各地域機関
サイバーウェイブジャパン
- (3) 委託業務の仕様等
入札説明書（仕様書）によります。
- (4) 委託業務期間
平成14年5月1日から平成17年3月31日までとします。

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者とします。
- (2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」といいます。）第60条第2項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者とします。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者とします。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望するものは、次の(1)から(4)までに示す書類等を平成14年4月8日（月）午後5時までに、4の(1)の場所に提出しなければなりません。（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

申請書及び添付書類は持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けません。

提出された書類等を審査の結果、当該業務を遂行することができる者と認められる者に限り、入札の参加対象者とします。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、速やかにこれに応じなければなりません。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書（所定様式があります。）
- (2) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書」の写し（ただし、平成8年1月1日までに本県の資格審査を受けた者は「入札指名資格者名簿登録済通知書（物件用）」とします。）
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納の税額がないこと用）」（税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域振興部情報政策課
電話 059-224-3363
- (2) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成14年3月25日（月）午後1時30分
イ 場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁S105号会議室
- (3) 入札説明書（仕様書）の交付期間及び場所
ア 期間 平成14年3月25日（月）から同年4月8日（月）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後4時30分までの間（入札説明会でも配布します。）

イ 場所 三重県津市広明町13番地 地域振興部情報政策課ネットワーク管理グループ (電話 059-224-336
3、FAX 059-224-2207)

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成14年4月24日(水) 午前10時00分

イ 場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁 S 103号会議室

ただし、郵送による入札については、平成14年4月23日(火) 午後5時までに、4の(1)の場所へ書留郵便で必着する必要があります。

(5) 開札の日時及び場所

入札書の提出後、4の(4)のイで直ちに行ないます。

(6) 契約条項を示す場所

4の(3)のイに同じです。

(7) 入札の方法に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が代理人名義で入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載にあたっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は3回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者、競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行なった者のした入札及び規則第72条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

6 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Support service commissioned for document management system

(support service for Mie Prefectural Government employees known as "Help Desk", server control and network control)

(2) Date and time for the open bidding :

The meeting for the open bidding will promptly begin at 10:00 a.m. on Wednesday, April 24, 2002. Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 p.m. on Tuesday, April 23, 2002.

(3) Managing Authority :

Information Policy Division, Department of Regional Development

13 Komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture 514-8570

Tel:059-224-3363

正 誤

平成13年12月14日付け三重県公報第1327号に連載しました、開発行為に関する工事の完了公告中

ページ	行	誤	正
15	50	杉本秀次	杉森秀次

毎週火、金曜日発行
購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)
1 箇月 2,700円
1 箇年 32,400円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成14年3月12日発行
津市広明町13番地
三 重 県
印刷・販売 伊藤印刷株式会社
〒514-0027 三重県津市大門32-13
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862